

令和 5 年 2 月定例会

(2 0 2 3 年)

市 議 会 議 案

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 1 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	－
議案第 1 号	吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の制定について	7	5
議案第 2 号	吹田市空家等の適切な管理に関する条例の制定について	1 1	1 1
議案第 3 号	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 5	1 7
議案第 4 号	吹田市公平委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	1 7	1 9
議案第 5 号	吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1 9	2 1
議案第 6 号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	2 1	2 5
議案第 7 号	吹田市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について	2 3	2 9
議案第 8 号	吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について	2 5	3 1
議案第 9 号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2 7	3 3
議案第 1 0 号	吹田市開発事業の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 1	5 5
議案第 1 1 号	吹田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	3 5	5 9
議案第 1 2 号	本庁舎改修工事（建築工事）請負契約の締結について	3 7	6 3
議案第 1 3 号	本庁舎改修工事（電気設備工事）請負契約の締結について	3 9	8 2
議案第 1 4 号	本庁舎改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について	4 1	9 0
議案第 1 5 号	佐井寺西土地地区画整理事業に係る造成等工事請負契約の締結について	4 3	9 9
議案第 1 6 号	（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について	4 5	1 1 1
議案第 1 7 号	吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について	4 7	1 1 3
議案第 1 8 号	吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増築工事（建築工事）請負契約の一部変更について	4 9	1 1 5
議案第 1 9 号	包括外部監査契約の締結について	5 1	1 1 7
議案第 2 0 号	市道路線の認定及び廃止について	5 3	1 2 3
議案第 2 1 号	令和 5 年度吹田市一般会計予算	－	1 4 9
議案第 2 2 号	令和 5 年度吹田市国民健康保険特別会計予算	－	3 8 3
議案第 2 3 号	令和 5 年度吹田市部落有財産特別会計予算	－	－
議案第 2 4 号	令和 5 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算	－	－
議案第 2 5 号	令和 5 年度吹田市介護保険特別会計予算	－	3 9 3

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第 2 6 号	令和 5 年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算	-	-
議案第 2 7 号	令和 5 年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算	-	3 9 9
議案第 2 8 号	令和 5 年度吹田市病院事業債管理特別会計予算	-	-
議案第 2 9 号	令和 5 年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計 予算	-	4 0 5
議案第 3 0 号	令和 5 年度吹田市水道事業会計予算	-	4 0 7
議案第 3 1 号	令和 5 年度吹田市下水道事業会計予算	-	4 5 5
議案第 3 2 号	令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 4 号）	5 7	4 8 1
議案第 3 3 号	令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 5 号）	6 7	4 8 3
議案第 3 4 号	令和 4 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	2 1 1	-
議案第 3 5 号	令和 4 年度吹田市部落有財産特別会計補正予算（第 1 号）	2 3 1	-
議案第 3 6 号	令和 4 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算 （第 3 号）	2 3 9	-
議案第 3 7 号	令和 4 年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	2 5 7	-
議案第 3 8 号	令和 4 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 3 号）	2 9 7	-
議案第 3 9 号	令和 4 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算 （第 2 号）	3 1 7	-
議案第 4 0 号	令和 4 年度吹田市病院事業債管理特別会計補正予算 （第 1 号）	3 2 7	-
議案第 4 1 号	令和 4 年度吹田市水道事業会計補正予算（第 4 号）	3 3 5	-
議案第 4 2 号	令和 4 年度吹田市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	3 5 5	5 1 9

報告第 1 号

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和5年2月20日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令和5年 2月2日	71,500円	令和4年12月9日午前11時頃、東消防署職員運転の小型タンク車が、大阪モノレール宇野辺駅北西側付近の吹田市青葉丘北10番先の市道において、対向車を避けようと右折したところ、相手方個人の自宅敷地と隣接地との境界にある同人及び隣接地所有者が所有するフェンスに小型タンク車の左後部が接触し、同フェンスが損傷したものです。

議案第 1 号

吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の制定について

吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例を次のとおり制定します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に定めるもののほか、マンションの管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、これらに基づく施策を推進し、管理組合によるマンションの自律的かつ適正な管理、マンションの資産価値の保全及び居住環境の確保を図るとともに、周辺環境への配慮を促し、もって市民生活の安定及び本市の魅力の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（市の責務）

第3条 市は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、マンションの管理の適正化に資するため、マンションの管理状況の把握に努めるとともに、管理組合又はマンションの区分所有者等の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（管理組合の責務）

第4条 管理組合は、マンション管理適正化指針及び吹田市マンション管理適正化指針の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう自ら努めるとともに、国及び市が講ずるマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(マンションの区分所有者等の責務)

第5条 マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関し、管理組合の一員としての役割を適切に果たすよう努めなければならない。

(マンション管理業者の責務)

第6条 マンション管理業者は、管理組合から委託を受けた管理事務を誠実に行わなければならない。

- 2 マンション管理業者は、専門的な知識経験に基づき、管理事務の委託を受けた管理組合に対し、マンションの管理に関する事項について必要な助言等を行うよう努めなければならない。

(新築マンション分譲事業者の責務)

第7条 新たに建築したマンションを分譲する者(以下「新築マンション分譲事業者」という。)は、分譲後のマンションの適正な管理に資するため、当該マンションに係る維持及び修繕に関する計画案の策定その他のマンションの区分所有者等のマンションの管理に関する理解の増進に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 新築マンション分譲事業者は、前項の維持及び修繕に関する計画案の策定に当たっては、市長が定める基準に準拠するよう努めなければならない。

(宅地建物取引業者の責務)

第8条 宅地建物取引業者は、マンションの区分所有権及び敷地利用権(以下この条において「区分所有権等」という。)の売買若しくは交換をするとき又は区分所有権等の売買若しくは交換の代理若しくは媒介をするときは、当該区分所有権等を取得することとなる者に対し、当該マンションの管理状況に関する情報を提供し、将来における当該マンションの管理に関する理解の増進に努めなければならない。

(建築予定のマンションの概要の届出)

第9条 新たにマンションを建築する事業を行おうとする者は、事業に着手する前に、当該マンションの所在地その他の規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(新築マンションの管理に係る事項の届出等)

第10条 新築マンション分譲事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、分譲時に提案を予定しているマンションの管理に係る事項その他の規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、分譲時に提案を予定している長期修繕計画書その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 3 市長は、新築マンション分譲事業者が第1項の規定による届出をしないときは、当該事業者に対し、届け出るよう指導することができる。
- 4 市長は、新築マンション分譲事業者が前項の規定による指導を受けてもなお第1項の規定による届出をしないときは、当該事業者に対し、届け出るよう勧告することができる。

(新築マンション分譲事業者に対する勧告等)

第11条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が当該マンションを適正に管理する上で十分でないと認めるときは、当該届出を行った新築マンション分譲事業者に対し、マンションの適正な管理のための措置に関し必要な助言及び指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言及び指導を受けた新築マンション分譲事業者が、正当な理由がなく、当該助言及び指導に係る措置を講じなかったときは、当該新築マンション分譲事業者に対し、当該措置を講ずるよう勧告することができる。

(マンションの管理状況の届出等)

第12条 管理組合の管理者等（管理者等が置かれていないときは、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等の代表者。以下同じ。）は、マンションの管理を開始したときは、規則で定めるところにより、管理組合の管理者等の氏名及び連絡先その他の規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をした管理組合の管理者等は、当該届出事項のうち規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、当該変更に係る届出書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による届出をした管理組合の管理者等は、規則で定めるところにより、定期的に、マンションの適正な管理の実施状況を把握するために必要な事項として規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

4 第10条第3項及び第4項の規定は、前3項の規定による届出について準用する。

(管理組合の管理者等に対する勧告等)

第13条 市長は、マンションの管理が適正に行われていないと認めるときは、管理組合の管理者等に対し、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言及び指導をした場合において、マンションの管理の適正化が図られていないと認めるときは、当該助言及び指導を受けた管理組合の管理者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(立入検査等)

第14条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、管理組合の管理者等に対し、第12条第1項又は第3項の規定による届出に係る事項に関し報告を求め、又はその職員に、管理組合の事務所等に立ち入り、当該届出に係る事項に関し質問させ、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にマンションの管理を行っている管理組合の管理者等は、規則で定めるところにより、第 12 条第 1 項に規定する事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による届出は、第 12 条第 1 項の規定による届出とみなし、同条第 2 項から第 4 項までの規定を適用する。

(提案理由)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に定めるもののほか、マンションの管理の適正化に関し必要な事項を定めるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 2 号

吹田市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

吹田市空家等の適切な管理に関する条例を次のとおり制定します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市空家等の適切な管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び法定外空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定め、適切な管理を促進することにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、その生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「法定外空家等」とは、建築物（長屋にあっては、1の住戸。以下同じ。）又はこれに附属する工作物であって相当期間居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するもの及び空家等を除く。

2 この条例において「特定法定外空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる法定外空家等をいう。

3 前2項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

（建築物等の所有者等の責務）

第3条 建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、適切な管理が行われていない空家等及び法定外空家等が市民の生命、身体及び財産に重大な被害

を与え、その生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあることを認識し、所有又は管理をする建築物の管理を適切に行うとともに、市が行う空家等及び法定外空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 法定外空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、法定外空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の規定に基づき、法定外空家等の発生の予防に関する対策の実施その他の法定外空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、前項に定めるもののほか、法定外空家等の適切な管理を促進するため、その所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

（立入調査等）

第5条 市長は、法定外空家等の所在及び当該法定外空家等の所有者等を把握するための調査その他法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、次条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 前項の規定により法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（特定法定外空家等に対する措置）

第6条 市長は、特定法定外空家等の所有者等に対し、当該特定法定外空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定法定外空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定法定外空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命じることができる。
- 4 市長は、前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ、当該措置を命じようとする者に対し、当該命じようとする措置の内容及び理由並びに意見書の提出先及

び提出期限を記載した通知書を交付して、当該措置を命じようとする者に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、市長に対し、規則で定めるところにより意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、規則で定めるところにより、同項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公表しなければならない。

10 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定法定外空家等に設置することができる。この場合においては、特定法定外空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

11 第3項の規定による命令については、吹田市行政手続条例（平成9年吹田市条例第3号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（公表）

第7条 市長は、法第14条第3項又は前条第3項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくこれに従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその旨を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（緊急安全措置）

第8条 市長は、所有者等が適切な管理を怠っていることにより、空家等又は法定外空家等に損傷その他の事象が発生し、人の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該被害を回避するために必要な限度において、必要な措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 緊急安全措置を講ずる場合においては、空家等又は法定外空家等の所有者等の同意を得ることを要しない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、空家等又は法定外空家等の所有者等に対し、緊急安全措置の実施に要した費用を請求することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空家等及び法定外空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 3 号

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年吹田市条例第17号）の
一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

期末手当の改定を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 4 号

吹田市公平委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市公平委員会設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市公平委員会設置条例の一部を改正する条例（案）

吹田市公平委員会設置条例（昭和26年吹田市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第1条中「同法第7条第3項の規定に基づき、吹田市公平委員会」を「、同法第7条第2項の規定に基づき、公平委員会」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部改正等に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 5 号

吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（案）

次に掲げる条例の規定中「受けている者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

- (1) 吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年吹田市条例第53号）第2条第3項第1号
- (2) 吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和51年吹田市条例第31号）第2条第2項第1号
- (3) 吹田市子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年吹田市条例第27号）第2条第2項第1号

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

助成対象者の範囲を拡大するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 6 号

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

吹田市国民健康保険条例（昭和35年吹田市条例第363号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第12条の5の10中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第16条の2第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 新条例第12条の5の10及び第16条の2第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令等の改正内容に準じ、保険料の賦課限度額の改定等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 7 号

吹田市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市建築審査会条例の一部を改正する条例（案）

吹田市建築審査会条例（昭和46年吹田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法の」を「法（他の法律において準用する場合を含む。次号において同じ。）の」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第3号に掲げる高度地区について定める都市計画に基づき同意を求められたとき。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

建築審査会の担当事務を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 8 号

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

吹田市建築基準法施行条例（平成12年吹田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2	法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の特例認定	27,000円
-------	---------------------------------	---------

第11条第1項の表第13号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に、「許可」を「特例許可」に改め、同表第15号の次に次の1号を加える。

(15)の2	法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例許可	160,000円
--------	----------------------------	----------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市建築基準法施行条例第11条第1項の表第8号の2、第13号及び第15号の2の規定は、令和5年4月1日以後の申請に係る手数料について適用する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い、住宅又は老人ホーム等の延べ面積に係る特例認定の手数料等を定めるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 9 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和4年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

吹田市手数料条例（平成12年吹田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第6項の表中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

別表第12項の表第1号ア(イ)中「基準」の次に「（以下この表において「誘導すべき基準」という。）」を加え、「確認する」を「評価する」に改め、同号ア(ク)中「(カ)」を「(キ)」に、「(キ)」を「(ケ)」に改め、同号ア(ク)を同号ア(コ)とし、同号ア(キ)中「(カ)」を「(キ)及び(ク)」に改め、同号ア(キ)を同号ア(ケ)とし、同号ア(ケ)の前に次のように加える。

(ク) (キ)に掲げるもの以外の共同住宅等で、そのエネルギーの使用の効率性その他の性能が誘導すべき基準に適合するものであることを誘導仕様基準により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは39,900円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,300円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは119,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは180,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは328,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは554,600円、50,000平方メートル以上のものは971,100円

別表第12項の表第1号ア(カ)を同号ア(キ)とし、同号ア(オ)中「(エ)」の次に「及び(オ)」を加え、同号ア(オ)を同号ア(カ)とし、同号ア(エ)の次に次のように加える。

(オ) (エ)に掲げるもの以外の一戸建ての住宅で、そのエネルギーの使用の効率性そ

その他の性能が誘導すべき基準に適合するものであることを建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この表において「誘導仕様基準」という。）により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは22,400円、200平方メートル以上のものは23,900円

別表第12項の表第3号ア(カ)中「21,300円」を「11,800円」に、「23,600円」を「12,600円」に改め、同号ア(ク)中「第1号ア(ク)」を「第1号ア(コ)」に、「同号ア(ク)」を「同号ア(コ)」に改め、同号ア(ク)を同号ア(コ)とし、同号ア(キ)中「第1号ア(キ)」を「第1号ア(ケ)」に改め、同号ア(キ)を同号ア(ケ)とし、同号ア(ケ)の前に次のように加える。

(ク) 第1号ア(ク)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは20,600円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは34,300円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは60,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは90,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは165,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは278,400円、50,000平方メートル以上のものは487,100円

別表第12項の表第3号ア(カ)中「第1号ア(カ)」を「第1号ア(キ)」に改め、同号ア(カ)を同号ア(キ)とし、同号ア(カ)の次に次のように加える。

(カ) 第1号ア(カ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは21,300円、200平方メートル以上のものは23,600円

別表第12項の表第4号エ及び第5号エ中「第1号ア(ク)」を「第1号ア(コ)」に改める。

別表第14項の表第1号ア中「（建築物エネルギー消費性能向上計画）の次に「（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）」を加え、「平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。」を削り、「定める評価方法」を「定める基準により評価する方法」に改め、同号イ中「で、」の次に「消費性能基準に適合するものであることを」を加え、「の基準に適合することが確認できる」を「に定める基準により評価する」に改め、同表第4号ア(イ)中「で、」の次に「法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下この表において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合するものであることを」を加え、「の基準に適合することが確認できる」を「に定める基準により評価する」に改め、同号ア(ク)中「(カ)」を「(キ)」に、「(キ)」を「(ケ)」に改め、同号ア(ク)を同号ア(コ)とし、同号ア(キ)中「(カ)」を「(キ)及び(ケ)」に改め、同号ア(キ)を同号ア(ケ)とし、同号ア(ケ)の前に次のように加える。

(ク) (キ)に掲げるもの以外の共同住宅等で、建築物エネルギー消費性能誘導基準に

適合するものであることを誘導仕様基準により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは37,600円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは65,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは117,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは177,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは326,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは552,300円、50,000平方メートル以上のものは968,800円

別表第14項の表第4号ア(カ)を同号ア(キ)とし、同号ア(カ)中「(エ)」の次に「及び(オ)」を加え、同号ア(オ)を同号ア(カ)とし、同号ア(エ)の次に次のように加える。

(オ) (エ)に掲げるもの以外の一戸建ての住宅で、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであることを省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この表において「誘導仕様基準」という。）により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,100円、200平方メートル以上のものは21,600円

別表第14項の表第5号中「(オ)から(キ)まで」を「(カ)から(ケ)までの規定」に、「(ク)」を「(コ)」に改め、同表第7号ア(オ)中「20,200円」を「10,700円」に、「22,500円」を「11,400円」に改め、同号ア(ク)中「第4号ア(ク)」を「第4号ア(コ)」に、「同号ア(ク)」を「同号ア(コ)」に改め、同号ア(ク)を同号ア(コ)とし、同号ア(キ)中「第4号ア(キ)」を「第4号ア(ケ)」に改め、同号ア(キ)を同号ア(ケ)とし、同号ア(ケ)の前に次のように加える。

(ク) 第4号ア(ク)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは19,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは33,100円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは59,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは89,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは164,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは277,300円、50,000平方メートル以上のものは486,000円

別表第14項の表第7号ア(カ)中「第4号ア(カ)」を「第4号ア(キ)」に改め、同号ア(カ)を同号ア(キ)とし、同号ア(オ)の次に次のように加える。

(カ) 第4号ア(カ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,200円、200平方メートル以上のものは22,500円

別表第14項の表第8号エ及び第9号エ中「第4号ア(ク)」を「第4号ア(コ)」に改め、同表第10号イ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「消費性能基準に適合するものであることを省令」に、「の基準に適合することが確認できる」を「に定める基準により評価する」に改め、同号オ中「省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(3)の国土交通大臣が定める基準並びに同号イ(2)(i)又は(ii)及び同号ロ(2)」を「消費性能基準に適合するものであることを省令第1条第1項第2号イ(2)又は

(3)及び同号ロ(2)又は(3)」に、「適合することが確認できる」を「より評価する」に改め、同号ク中「仕様基準等」を「消費性能基準」に、「ことが確認できる」を「ものであることを仕様基準等により評価する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第6項の表の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市手数料条例別表第12項及び第14項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料等を引き下げるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 10 号

吹田市開発事業の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市開発事業の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 5 年 2 月 20 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市開発事業の手續等に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市開発事業の手續等に関する条例（平成 16 年吹田市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「及び対象宅地造成行為」を「、対象宅地造成行為及び私道（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 2 号、第 3 号若しくは第 5 号又は同条第 2 項に規定する道路に該当するものに限る。）を変更し、又は廃止する行為」に改め、同条第 7 号中「（昭和 25 年法律第 201 号）」を削り、同条第 9 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第 8 条第 1 項本文」を「第 12 条第 1 項本文」に、「第 11 条」を「第 15 条第 1 項」に、「宅地の造成」を「宅地造成」に改め、同条第 11 号中「の建築」の次に「、大規模の修繕又は大規模の模様替」を加える。

第 8 条第 1 項中「一団の土地（」を削り、「及び所有者」を「、所有者」に改め、「をいう。）」を削り、「かつ、」の次に「これらの開発事業が」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、「とき」の次に「その他開発事業の内容に関連性があるとき」を加え、同条第 2 項第 2 号中「宅地造成等規制法第 13 条第 2 項の検査済証」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第 17 条第 2 項の検査済証（同条第 3 項の規定により当該検査済証とみなされる検査済証を含む。）」に改め、同項第 4 号を削る。

第 12 条中「に事業区域内の土地の所有者の同意書を添えて、市長」を「を市長」

（ 1 ）

に改める。

第19条第1項中「ときは」の次に「、大規模開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等をする前に」を加え、同条第3項後段を削る。

第25条に次の1項を加える。

- 4 前条第1項の規定は、大規模開発事業者が変更協議承認申請書を提出した場合について準用する。この場合において、同項中「大規模事前協議承認申請書」とあるのは「変更協議承認申請書」と、「大規模事前協議承認通知書」とあるのは「変更協議承認通知書」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第9号及び第8条第2項第2号の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項に規定する経過措置期間（次項において「経過措置期間」という。）におけるこの条例による改正後の吹田市開発事業の手続等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定の適用については、新条例第2条第9号中「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の許可又は同法第15条第1項」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（以下「旧宅地造成等規制法」という。）第8条第1項本文の許可又は同法第11条」と、新条例第8条第2項第2号中「宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第2項の検査済証（同条第3項の規定により当該検査済証とみなされる検査済証を含む。）」とあるのは「旧宅地造成等規制法第13条第2項（改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の検査済証」とする。
- 3 経過措置期間の満了後における新条例第8条第2項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「検査済証を含む。）」とあるのは、「検査済証を含む。）又は宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法第13条第2項（改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の検査済証」とする。

（提案理由）

中規模等開発事業の対象となる行為を追加するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 11 号

吹田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 5 年 2 月 20 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市下水道条例の一部を改正する条例（案）

吹田市下水道条例（昭和 41 年吹田市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 1 号イ中「150 ミリメートル」を「125 ミリメートル」に改め、同号ウ中「600 人未満 200 ミリメートル」を「500 人未満 150 ミリメートル」に改め、同号エ中「600 人以上 250 ミリメートル」を「500 人以上 200 ミリメートル」に改め、同項第 2 号イ中「600 平方メートル未満 150 ミリメートル」を「400 平方メートル未満 125 ミリメートル」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 400 平方メートル以上 600 平方メートル未満 150 ミリメートル以上
第 7 条第 2 項第 2 号に次のように加える。

エ 600 平方メートル以上 1,500 平方メートル未満 200 ミリメートル以上

オ 1,500 平方メートル以上 250 ミリメートル以上

第 20 条中「第 25 条の 18」を「第 25 条の 30」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新設等に係る排水管内径等の基準を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第12号

本庁舎改修工事（建築工事）請負契約の締結について

本市は、本庁舎改修工事（建築工事）の請負契約を次のとおり締結します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

1 工 事 名 本庁舎改修工事（建築工事）

2 工 事 概 要 便所及び昇降路棟

構造・階数 鉄骨造 地上3階

延床面積 435㎡

工事内容 増築工事

歩廊

構造・階数 鉄骨造 地上1階

建築面積 113㎡

工事内容 増築工事

カーポート

構造・階数 鉄骨造 地上1階

延床面積 178㎡

工事内容 増築工事

低層棟

構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階

延床面積 7,072㎡

工事内容 外壁改修工事、建具改修工事及び既存トイレ改修工事等

中層棟

構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階

延床面積 9,027㎡

工事内容 屋上防水改修工事（一部）、建具改修工事、既存トイ

(1)

レ改修工事（1階及び2階）、特定天井改修工事及び昇降機設備更新工事

高層棟

構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階 地下1階
延床面積 8,010㎡
工事内容 屋上防水改修工事、建具改修工事、既存トイレ改修工事（1階及び2階）及び昇降機設備更新工事

仮設棟

構造・階数 鉄骨造 地上2階
延床面積 393㎡
工事内容 外壁改修工事

車庫倉庫棟

構造・階数 鉄骨造 地上2階
延床面積 1,330㎡
工事内容 小荷物専用昇降機設備更新工事

車庫（ポンプ室を含む）

構造・階数 鉄骨造 地上1階
延床面積 340㎡
工事内容 撤去工事

外構等

工事内容 擁壁の撤去工事及び設置工事等

3 工事場所 吹田市泉町1丁目3番40号

4 工期 着工 令和5年2月市議会議決後
完成 令和7年6月30日

5 請負金額 1,444,179,000円

6 請負者 松村組・エーユー特定建設工事共同企業体
代表者 大阪市北区天満1丁目3番21号
株式会社松村組大阪本店
取締役常務執行役員本店長 上野 稔

構成員 吹田市原町1丁目4番13号
株式会社エーユー
代表取締役 小川 翔輝

(2)

議案第13号

本庁舎改修工事（電気設備工事）請負契約の締結について

本市は、本庁舎改修工事（電気設備工事）の請負契約を次のとおり締結します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 工 事 名 本庁舎改修工事（電気設備工事）
- 2 工 事 概 要 便所及び昇降路棟
工 事 内 容 電灯設備工事、コンセント設備工事、幹線設備工事及び動力設備工事等
歩廊
工 事 内 容 電灯設備工事
カーポート
工 事 内 容 電灯設備工事及びコンセント設備工事
低層棟、中層棟及び高層棟等
工 事 内 容 電灯設備工事、コンセント設備工事、幹線設備工事、動力設備工事、受変電設備工事及び自家発電設備工事等
- 3 工 事 場 所 吹田市泉町1丁目3番40号
- 4 工 期 着工 令和5年2月市議会議決後
完成 令和7年6月30日
- 5 請 負 金 額 343,615,800円
- 6 請 負 者 摂津・平野特定建設工事共同企業体
代表者 吹田市元町25番21号
摂津電気工事株式会社

(1)

代表取締役 高 津 昇

構成員 吹田市内本町3丁目26番17号

平野電気工業株式会社

代表取締役 平 野 剛

議案第14号

本庁舎改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について

本市は、本庁舎改修工事（機械設備工事）の請負契約を次のとおり締結します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 工 事 名 本庁舎改修工事（機械設備工事）
- 2 工 事 概 要 便所及び昇降路棟
工 事 内 容 空気調和設備工事、換気設備工事、衛生器具設備工事、
給水設備工事及び排水設備工事
歩廊
工 事 内 容 屋外給水設備工事及び屋外排水設備工事
カーポート
工 事 内 容 屋外給水設備工事及び屋外排水設備工事
低層棟、中層棟、高層棟等
工 事 内 容 空気調和設備工事、換気設備工事、衛生器具設備工事、
給水設備工事、排水設備工事、自動制御設備工事、消火
設備工事、屋外給水設備工事、屋外排水設備工事及び排
煙設備工事
- 3 工 事 場 所 吹田市泉町1丁目3番40号
- 4 工 期 着工 令和5年2月市議会議決後
完成 令和7年6月30日
- 5 請 負 金 額 721,600,000円
- 6 請 負 者 柳生・関根特定建設工事共同企業体

(1)

代表者 大阪市北区南森町2丁目4番32号
柳生設備株式会社
代表取締役 福 地 文 雄

構成員 吹田市金田町5番10号
株式会社関根水道工業所
代表取締役 橋 本 一 郎

議案第15号

佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事請負契約の締結について

本市は、佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事の請負契約を次のとおり締結します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 工 事 名 佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事
- 2 工 事 概 要 準備工事一式、整地工事一式及び仮設道路工事一式
- 3 工 事 場 所 吹田市佐井寺4丁目地内ほか
- 4 工 期 着工 令和5年2月市議会議決後
完成 令和9年4月30日
- 5 請 負 金 額 2,729,758,900円
- 6 請 負 者 松尾・倉岡特定建設工事共同企業体
代表者 大阪市淀川区西中島5丁目9番1号 新大阪花村ビル4階
松尾建設株式会社大阪支店
支店長 井 田 了

構成員 吹田市岸部中5丁目17番9号
株式会社倉岡工務店
代表取締役 佐 々 木 健 一

議案第 16 号

(仮称) 南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について

本市は、(仮称) 南千里駅前公共公益施設整備事業契約(平成21年9月28日議決第80号、平成23年12月26日議決第123号、平成24年9月26日議決第88号、平成25年3月27日議決第36号、平成27年3月25日議決第16号、平成28年3月25日議決第24号、平成29年3月22日議決第18号、平成30年3月26日議決第26号、平成31年3月25日議決第16号、令和2年3月23日議決第19号、令和3年3月23日議決第20号、令和4年3月23日議決第16号、令和4年6月29日議決第62号)の一部を次のとおり変更します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
5 契約金額	8,381,207,743円が金利変動及び物価変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 内 訳 設計・建設に係る対価 5,248,517,066円が金利変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 維持管理・運営に係る対価 3,132,690,677円が物価変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額	8,401,532,387円が金利変動及び物価変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 内 訳 設計・建設に係る対価 5,248,517,066円が金利変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 維持管理・運営に係る対価 3,153,015,321円が物価変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額

変更理由

（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約において、維持管理・運営に係る対価について、使用する物価変動の指数に1.5ポイント以上の増減が生じた場合は、改定を行うことが定められているところ、維持管理・運営に係る対価のうち、修繕業務費について、前回改定時の指標値の平均指数と改定対象年度（令和5年度）の2年度前（令和3年度）の指標値の平均指数をそれぞれ比較すると、1.5ポイント以上増加したため。

議案第 17 号

吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）請負契約の一部変更 について

本市は、吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）請負契約（令和 4 年 9 月 29 日議決第 97 号）の一部を次のとおり変更します。

令和 5 年 2 月 20 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
5 請負金額	236,401,000 円	248,847,500 円

変更理由

本工事の実施にあたり、交通誘導員 1 名を常駐配置として計画していたが、本工事敷地前の交差点内での工事車両の切り返しや前面道路を使用する際など、歩行者等の安全を確保するため交通誘導員 6 名を常駐させるよう、警察から指導を受けたことから、交通誘導員の増員が必要となったため、請負金額を変更するもの。

議案第 18 号

吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室 増築工事（建築工事）請負契約の一部変更について

本市は、吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増築工事（建築工事）請負契約（令和４年６月２９日議決第６０号）の一部を次のとおり変更します。

令和５年２月２０日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
４ 工 期	着工 令和４年５月 市議会議決後 完成 令和５年９月２９日	着工 令和４年５月 市議会議決後 完成 令和５年１１月３０日
５ 請負金額	２０４，５２３，０００円	２０９，９８６，７００円

変更理由

本工事において、市場動向により杭の工場製作過程に遅れが生じたこと、及び基礎工事に伴う掘削中に地中障害物（地盤改良材）が見つかり掘削作業に遅れが生じたことから、工期の延長及び地中障害物の処分費等について請負金額を変更するもの。

議案第 19 号

包括外部監査契約の締結について

本市は、包括外部監査契約を次のとおり締結します。

令和5年2月20日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため、包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査に関する報告を受けること |
| 2 契約期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |
| 3 契約金額 | 12,100,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 監査に関する報告書の受領後に一括で支払い |
| 5 契約の相手方 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・
弁護士 久 保 井 聡 明 |

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案を提出するものです。

（個人情報保護のため一部をマスキングしています。）

議案第 20 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次の路線を認定及び廃止します。

令和 5 年 2 月 20 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

路線認定

整理 番号	路 線 名	起 終 点	主要な経過地
1	千里丘西5号線	千 里 丘 西 2224 番 20 地 先 から	
		千 里 丘 西 2218 番 12 地 先 まで	
2	千里丘西歩行者専用1号線	千 里 丘 西 2224 番 2 地 先 から	
		千 里 丘 西 2224 番 2 地 先 まで	
3	佐竹台44号線	佐 竹 台 5 丁 目 115 番 26 地 先 から	
		佐 竹 台 5 丁 目 115 番 14 地 先 まで	
4	佐竹台45号線	佐 竹 台 5 丁 目 115 番 26 地 先 から	
		佐 竹 台 5 丁 目 115 番 35 地 先 まで	
5	佐竹台46号線	佐 竹 台 5 丁 目 115 番 17 地 先 から	
		佐 竹 台 5 丁 目 115 番 35 地 先 まで	
6	佐竹台47号線	佐 竹 台 5 丁 目 115 番 71 地 先 から	
		佐 竹 台 5 丁 目 115 番 19 地 先 まで	
7	佐竹台歩行者専用31号線	佐 竹 台 5 丁 目 115 番 24 地 先 から	
		佐 竹 台 5 丁 目 115 番 24 地 先 まで	
8	五月が丘68号線	五 月 が 丘 北 122 番 8 地 先 から	
		五 月 が 丘 北 122 番 12 地 先 まで	
9	千里山西137号線	千 里 山 西 5 丁 目 45 番 5 地 先 から	
		千 里 山 西 5 丁 目 45 番 8 地 先 まで	
10	佐井寺79号線	佐 井 寺 4 丁 目 964 番 5 地 先 から	
		佐 井 寺 4 丁 目 964 番 23 地 先 まで	
11	佐井寺80号線	佐 井 寺 4 丁 目 964 番 7 地 先 から	
		佐 井 寺 4 丁 目 964 番 9 地 先 まで	
12	岸部南28号線	岸 部 南 3 丁 目 151 番 10 地 先 から	
		岸 部 南 3 丁 目 146 番 4 地 先 まで	
13	岸部南歩行者専用1号線	岸 部 南 3 丁 目 148 番 5 地 先 から	
		岸 部 南 3 丁 目 148 番 5 地 先 まで	
14	江坂町106号線	江 坂 町 3 丁 目 166 番 6 地 先 から	
		江 坂 町 3 丁 目 192 番 3 地 先 まで	
15	江坂町107号線	江 坂 町 2 丁 目 7 番 38 地 先 から	
		江 坂 町 3 丁 目 12 番 11 地 先 まで	

路線認定

整理 番号	路 線 名	起 終 点	主要な経過地
16	南吹田100号線	南吹田4丁目4500番32地先から	
		南吹田4丁目4500番40地先まで	
17	山田東120号線	山田東1丁目1261番7地先から	
		山田東1丁目1261番9地先まで	
18	岸部中93号線	岸部中4丁目812番7地先から	
		岸部中4丁目812番5地先まで	
19	岸部中94号線	岸部中3丁目30番5地先から	
		岸部中3丁目30番3地先まで	
20	原町121号線	原町3丁目2645番22地先から	
		原町3丁目2645番24地先まで	
21	山田南23号線	山田南1148番15地先から	
		山田南1144番8地先まで	
22	千里万博公園山田北線	千里万博公園186番17地先から	
		千里万博公園186番19地先まで	
23	山田北千里万博公園古江線	山田北186番3地先から	
		古江台6丁目31番12地先まで	

路線廃止

整理 番号	路 線 名	起 終 点	主要な経過地
1	山田東75号線	山 田 東 1 丁 目 1510 番 地 先 か ら	
		山 田 東 1 丁 目 1485 番 地 先 ま で	
2	山田南21号線	山 田 南 1148 番 15 地 先 か ら	
		山 田 南 1148 番 9 地 先 ま で	

議案第 3 2 号

令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 4 号）

令和 4 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 1 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 8 9 , 9 6 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 1 , 7 6 6 , 2 3 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		14,472,591	389,969	14,862,560
	1 基金繰入金	14,472,591	389,969	14,862,560
歳入合計		161,376,270	389,969	161,766,239

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		77,882,097	389,969	78,272,066
	1 社会福祉費	28,415,352	389,969	28,805,321
歳出合計		161,376,270	389,969	161,766,239

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費

事業名	金額
高齢者施策推進事業	千円 389,969

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	11,348,863	389,969	11,738,832
計	14,472,591	389,969	14,862,560

歳 入 合 計	161,376,270	389,969	161,766,239
---------	-------------	---------	-------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	389,969	

--	--	--

(款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金

(7)

歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
3 老 人 福 祉 費	1,419,289	389,969	1,809,258			
計	28,415,352	389,969	28,805,321			

歳 出 合 計	161,376,270	389,969	161,766,239			
---------	-------------	---------	-------------	--	--	--

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	12 委 託 料	389,969	高齢者の生活支援のためのギフト カード配付業務委託料
389,969			
389,969			
389,969			

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 15 号）

令和 4 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 15 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,997,371 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 163,763,610 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		68,138,520	1,798,521	69,937,041
	1 市 民 税	32,741,922	1,386,761	34,128,683
	2 固 定 資 産 税	26,450,790	216,165	26,666,955
	4 市 た ば こ 税	1,657,038	163,830	1,820,868
	7 都 市 計 画 税	5,904,728	31,765	5,936,493
2 地 方 譲 与 税		612,000	△19,000	593,000
	1 地方揮発油譲与税	134,000	12,000	146,000
	2 自動車重量譲与税	438,000	△31,000	407,000
3 利子割交付金		68,000	4,000	72,000
	1 利子割交付金	68,000	4,000	72,000
4 配当割交付金		460,000	131,000	591,000
	1 配当割交付金	460,000	131,000	591,000
6 法人事業税交付金		1,026,000	△66,000	960,000
	1 法人事業税交付金	1,026,000	△66,000	960,000
7 地方消費税交付金		8,482,000	368,000	8,850,000
	1 地方消費税交付金	8,482,000	368,000	8,850,000
8 環境性能割交付金		174,000	△43,000	131,000
	1 環境性能割交付金	174,000	△43,000	131,000
9 地方特例交付金		308,000	79,000	387,000
	1 地方特例交付金	308,000	79,000	387,000
10 地 方 交 付 税		2,529,000	372,712	2,901,712
	1 地 方 交 付 税	2,529,000	372,712	2,901,712
12 分担金及び負担金		789,472	△4,300	785,172
	2 負 担 金	789,471	△4,300	785,171

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料		2,779,359	△111,855	2,667,504
	1 使用料	2,235,494	△111,358	2,124,136
	2 手数料	543,865	△497	543,368
14 国庫支出金		37,541,022	1,590,693	39,131,715
	1 国庫負担金	26,909,118	△547,016	26,362,102
	2 国庫補助金	10,407,720	2,160,001	12,567,721
	3 委託金	224,184	△22,292	201,892
15 府支出金		11,602,703	△250,682	11,352,021
	1 府負担金	8,399,998	△39,627	8,360,371
	2 府補助金	2,552,063	△210,828	2,341,235
	3 委託金	650,642	△227	650,415
16 財産収入		125,240	379,500	504,740
	1 財産運用収入	93,840	△3,048	90,792
	2 財産売却収入	31,400	382,548	413,948
17 寄附金		1,640,400	△535,211	1,105,189
	1 寄附金	1,640,400	△535,211	1,105,189
18 繰入金		14,862,560	△6,820,903	8,041,657
	1 基金繰入金	14,862,560	△6,823,945	8,038,615
	2 特別会計繰入金	—	3,042	3,042
19 諸収入		3,039,163	300,097	3,339,260
	3 貸付金元利収入	300,787	204	300,991
	4 受託事業収入	15,975	△15,575	400
	5 収益事業収入	323,893	143,007	466,900
	6 雑入	2,322,358	172,461	2,494,819

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 市 債		7,024,800	2,231,500	9,256,300
	1 市 債	7,024,800	2,231,500	9,256,300
21 繰越金		—	2,593,299	2,593,299
	1 繰越金	—	2,593,299	2,593,299
歳入合計		161,766,239	1,997,371	163,763,610

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		738,677	△20,694	717,983
	1 議 会 費	738,677	△20,694	717,983
2 総 務 費		14,800,931	472,934	15,273,865
	1 総 務 管 理 費	11,384,867	1,001,643	12,386,510
	2 徴 税 費	1,648,579	△138,385	1,510,194
	3 戸籍住民登録費	1,330,918	△349,306	981,612
	4 選 挙 費	309,170	△31,796	277,374
	5 統 計 調 査 費	25,767	△4,187	21,580
	6 監 査 委 員 費	101,630	△5,035	96,595
3 民 生 費		78,272,066	△1,075,359	77,196,707
	1 社 会 福 祉 費	28,805,321	△246,969	28,558,352
	2 児 童 福 祉 費	35,398,920	△921,751	34,477,169
	3 生 活 保 護 費	11,029,395	50,821	11,080,216
	4 災 害 救 助 費	1,330	1,890	3,220
	5 国 民 年 金 費	69,673	△9,278	60,395
	6 国民健康保険費	2,967,427	49,928	3,017,355
4 衛 生 費		19,391,974	△269,938	19,122,036
	1 保 健 衛 生 費	13,034,839	△823,299	12,211,540
	2 清 掃 費	6,357,135	545,065	6,902,200
	3 上 水 道 費	—	8,296	8,296
5 労 働 費		201,287	△6,484	194,803
	1 労 働 諸 費	201,287	△6,484	194,803
6 農 業 費		73,507	△3,547	69,960
	1 農 業 費	73,507	△3,547	69,960

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		2,954,681	△22,509	2,932,172
	1 商 工 費	2,954,681	△22,509	2,932,172
8 土 木 費		16,755,041	△1,034,007	15,721,034
	1 土 木 管 理 費	1,648,057	△75,274	1,572,783
	2 道 路 橋 梁 費	2,399,262	△440,878	1,958,384
	3 水 路 費	221,557	△38,486	183,071
	4 土 木 整 備 費	160,308	△15,639	144,669
	5 都 市 計 画 費	11,371,314	△806,501	10,564,813
	6 住 宅 費	954,543	342,771	1,297,314
9 消 防 費		5,300,233	△134,906	5,165,327
	1 消 防 費	5,300,233	△134,906	5,165,327
10 教 育 費		16,430,136	4,163,312	20,593,448
	1 教 育 総 務 費	4,303,883	△252,468	4,051,415
	2 小 学 校 費	2,585,855	3,035,092	5,620,947
	3 中 学 校 費	1,151,080	1,678,273	2,829,353
	4 幼 稚 園 費	1,115,823	△76,523	1,039,300
	5 社 会 教 育 費	4,549,015	△158,827	4,390,188
	6 保 健 体 育 費	2,724,480	△62,235	2,662,245
11 公 債 費		6,576,480	△55,098	6,521,382
	1 公 債 費	6,576,480	△55,098	6,521,382
12 諸 支 出 金		31,226	△16,333	14,893
	1 公共施設等整備 積立基金費	31,226	△16,333	14,893
歳 出 合 計		161,766,239	1,997,371	163,763,610

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費
	5 都 市 計 画 費
10 教 育 費	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	5 社 会 教 育 費
	6 保 健 体 育 費

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
西山田留守家庭児童育成室運営業務	令和 4 年度～令和 5 年度
北千里駅前地区再開発事業に係る環境影響評価業務	令和 4 年度～令和 6 年度

事業名	金額
	千円
高齢者福祉施設補助事業	219,411
妊娠・出産包括支援事業	377,947
道路新設改良事業	15,176
街路樹等管理事業	27,197
都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業	17,187
佐井寺西土地区画整理事業	1,491,684
上の川周辺整備事業	655,037
小学校改修事業	3,253,936
中学校改修事業	1,743,997
旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）保存活用事業	140,873
小学校給食事業	35,998

限度額	備考
千円 4,110	
0	終期を令和5年度から令和6年度に変更

第 4 表 地方債補正

変 更

起 債 の 的 目	補 正 前							
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
				区分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
文化センター 改 修 事 業	千円 86,900	普通貸借 ま た は 証券発行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括	市財政の都合に より据置期間お よび償還期限を 短縮し、もしくは 繰上償還し、 または低利に借 換えすることが できる。
市民センター 改 修 事 業	31,000	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
市民体育館 改 修 事 業	35,700	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
市民プール 改 修 事 業	48,000	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
留守家庭 児童育成室 整備事業	202,300	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
児童会館 建 設 事 業	177,500	同 上	同 上	同 上	15	3	同 上	同 上

補			正		後			
限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法					
			区分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他	
千円 63,300	普 通 貸 借 ま た は 証 券 発 行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括	市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 お よ び 償 還 期 限 を 短 縮 し、も し く は 繰 上 償 還 し、 ま た は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。	
22,100	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上	
32,100	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上	
40,900	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上	
93,000	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上	
167,000	同 上	同 上	同 上	15	3	同 上	同 上	

起 債 の 的 目	補 正 前							
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
				区分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
幼保連携型 認定こども園 整備事業	千円 165,000	普通貸借 または 証券発行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 30	年以内 3	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えすることができる。
高齢者いこいの家改修事業	13,600	同 上	同 上	同 上	10	3	同 上	同 上
破碎選別工場整備事業	549,400	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
道路整備事業	942,700	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
橋梁新設改良事業	115,200	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
公営住宅建設事業	343,200	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上
上の川周辺整備事業	397,900	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上

補			正		後		
限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
			区分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
千円 131,500	普 通 貸 借 ま た は 証 券 発 行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 30	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括	市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 お よ び 償 還 期 限 を 短 縮 し、も し く は 繰 上 償 還 し、 ま た は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。
11,900	同 上	同 上	同 上	10	3	同 上	同 上
542,700	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
435,000	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
33,600	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
337,700	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上
288,200	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上

起 債 の 的 目	補 正 前							
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
				区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
公園整備事業	千円 172,800	普通貸借 ま た は 証券発行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えすることができる。
佐井寺西 土地区画 整理事業	657,100	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
土木庁舎 建設事業	106,800	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
消防防災施設 設備整備事業	513,800	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上
消 防 庁 舎 建 設 事 業	306,300	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
図 書 館 建 設 事 業	375,400	同 上	同 上	同 上	15	3	同 上	同 上
義務教育施設 整 備 事 業	135,400	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上

補			正					後	
限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法						
			区分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法		そ の 他	
千円 158,500	普 通 貸 借 ま た は 証 券 発 行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括		市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 お よ び 償 還 期 限 を 短 縮 し、も し く は 繰 上 償 還 し、 ま た は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。	
417,600	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上		同 上	
104,900	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上		同 上	
446,500	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上		同 上	
301,000	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上		同 上	
351,600	同 上	同 上	同 上	15	3	同 上		同 上	
3,810,700	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上		同 上	

起 債 の 目 的	補 正 前							
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
				区分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
地 区 公 民 館 整 備 事 業	千円 270,900	普通貸借 ま た は 証 券 発 行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 15	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括	市財政の都合に より据置期間お よび償還期限を 短縮し、もしくは 繰上償還し、 または低利に借 換えすることが できる。
教育センター 建 設 事 業	171,300	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
文 化 財 保 存 事 業	62,300	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上

補			正		後		
限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
			区分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
千円 244,600	普 通 貸 借 ま た は 証 券 発 行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 15	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括	市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 お よ び 償 還 期 限 を 短 縮 し、も し く は 繰 上 償 還 し、 ま た は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。
168,300	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
53,600	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上

廃止

起債の目的	限度額
総合運動場改修事業	千円 4,800
スポーツグラウンド改修事業	千円 12,200
介護老人保健施設改修事業	千円 105,600
高齢者いこいの間整備事業	千円 1,500
急傾斜地安全対策事業	千円 20,200

備 考

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

目	補正前の額	補正額	計
1 個人	29,100,652	744,609	29,845,261
2 法人	3,641,270	642,152	4,283,422
計	32,741,922	1,386,761	34,128,683

(項) 2 固定資産税

1 固定資産税	25,921,007	164,623	26,085,630
2 国有資産等所在市町村交付金	529,783	51,542	581,325
計	26,450,790	216,165	26,666,955

(項) 4 市たばこ税

1 市たばこ税	1,657,038	163,830	1,820,868
計	1,657,038	163,830	1,820,868

(項) 7 都市計画税

1 都市計画税	5,904,728	31,765	5,936,493
計	5,904,728	31,765	5,936,493

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

1 地方揮発油譲与税	134,000	12,000	146,000
計	134,000	12,000	146,000

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	438,000	△ 31,000	407,000
計	438,000	△ 31,000	407,000

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 課 税 分	744,609	
1 現 年 課 税 分	642,152	

1 現 年 課 税 分	164,623	
1 現 年 課 税 分	51,542	

1 現 年 課 税 分	163,830	

1 現 年 課 税 分	31,765	

1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	12,000	

1 自 動 車 重 量 譲 与 税	△ 31,000	

(款) 1 市税 (項) 1 市民税
～ (款) 2 地方譲与税 (項) 2 自動車重量譲与税

(21)

(款) 3 利子割交付金
(項) 1 利子割交付金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 利 子 割 交 付 金	68,000	4,000	72,000
計	68,000	4,000	72,000

(款) 4 配当割交付金
(項) 1 配当割交付金

1 配 当 割 交 付 金	460,000	131,000	591,000
計	460,000	131,000	591,000

(款) 6 法人事業税交付金
(項) 1 法人事業税交付金

1 法 人 事 業 税 交 付 金	1,026,000	△ 66,000	960,000
計	1,026,000	△ 66,000	960,000

(款) 7 地方消費税交付金
(項) 1 地方消費税交付金

1 地 方 消 費 税 交 付 金	8,482,000	368,000	8,850,000
計	8,482,000	368,000	8,850,000

(款) 8 環境性能割交付金
(項) 1 環境性能割交付金

1 環 境 性 能 割 交 付 金	174,000	△ 43,000	131,000
計	174,000	△ 43,000	131,000

(款) 9 地方特例交付金
(項) 1 地方特例交付金

1 地 方 特 例 交 付 金	308,000	79,000	387,000
計	308,000	79,000	387,000

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 利 子 割 交 付 金	4,000	

1 配 当 割 交 付 金	131,000	

1 法 人 事 業 税 交 付 金	△ 66,000	

1 地 方 消 費 税 交 付 金	368,000	

1 環 境 性 能 割 交 付 金	△ 43,000	

1 地 方 特 例 交 付 金	79,000	

(款) 3 利子割交付金 (項) 1 利子割交付金
～ (款) 9 地方特例交付金 (項) 1 地方特例交付金

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地 方 交 付 税	2,529,000	372,712	2,901,712
計	2,529,000	372,712	2,901,712

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

1 民 生 費 負 担 金	777,139	△ 4,300	772,839
計	789,471	△ 4,300	785,171

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

1 総務使用料	322,295	△ 66,791	255,504
---------	---------	----------	---------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	372,712	普通交付税

1 老人福祉費負担金	△ 4,300	養護老人ホーム入所者負担金

1 地区市民ホール使用料	△ 226	
2 山田ふれあい文化センター使用料	△ 2,984	
3 市民センター使用料	△ 11,001	千里市民センター使用料 △ 4,500 岸部市民センター使用料 △ 2,139 豊一市民センター使用料 △ 1,531 千里丘市民センター使用料 △ 2,831
4 コミュニティセンター使用料	△ 2,393	内本町コミュニティセンター使用料 △ 1,411 亥の子谷コミュニティセンター使用料 △ 583 千一コミュニティセンター使用料 △ 196 千里山コミュニティセンター使用料 △ 203
5 男女共同参画センター使用料	△ 67	
9 文化会館使用料	△ 13,255	
10 スポーツグラウンド使用料	△ 2,539	
11 市民体育館使用料	△ 12,320	北千里市民体育館使用料 △ 4,265 山田市民体育館使用料 △ 4,013 目俵市民体育館使用料 △ 4,042

(款) 10 地方交付税 (項) 1 地方交付税
 ~ (款) 13 使用料及び手数料 (項) 1 使用料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 民 生 使 用 料	645,013	2,088	647,101
3 衛 生 使 用 料	81,082	4,279	85,361
4 労 働 使 用 料	20,046	△ 4,682	15,364
5 土 木 使 用 料	1,148,512	△ 42,087	1,106,425
6 教 育 使 用 料	18,546	△ 4,165	14,381
計	2,235,494	△ 111,358	2,124,136

(項) 2 手数料

1 総 務 手 数 料	139,650	△ 88	139,562
2 民 生 手 数 料	1,612	△ 347	1,265
3 衛 生 手 数 料	375,217	△ 26	375,191
4 土 木 手 数 料	25,651	△ 36	25,615
計	543,865	△ 497	543,368

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民 生 費 国 庫 負 担 金	24,393,231	△ 553,838	23,839,393
-------------------	------------	-----------	------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 市 民 プ ール 使 用 料	△ 16,696	片山市民プール使用料 △ 13,186 北千里市民プール使用料 △ 3,510
13 学校運動場ナイター 施設使用料	△ 1,000	
14 武 道 館 使 用 料	△ 1,528	
15 総 合 運 動 場 使 用 料	△ 2,782	
3 障害者生活介護事業 施設使用料	2,088	総合福祉会館
2 休日急病診療所使用 料	4,030	
3 資源リサイクルセン ター使用料	249	
1 勤 労 者 会 館 使 用 料	△ 4,682	会議室、研修室使用料 △ 2,884 プール使用料 △ 1,798
2 水 路 使 用 料	916	水路等使用料
3 公 園 占 用 料	△ 2,780	指定管理移行に伴う占用料ほか
5 自 転 車 駐 車 場 使 用 料	△ 40,223	
1 自然体験交流センタ ー使用料	△ 4,165	

1 総 務 手 数 料	△ 88	
1 民 生 手 数 料	△ 347	
1 保 健 衛 生 手 数 料	△ 26	
1 土 木 手 数 料	△ 36	

1 児 童 福 祉 費 負 担 金	△ 247,010	施設入所措置費等国庫負担金 基本額 △6,550×1/2
-------------------	-----------	---------------------------------

(款) 13 使用料及び手数料 (項) 1 使用料
 ～ (款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 衛 生 費 国 庫 負 担 金	2,502,892	12,050	2,514,942
3 教 育 費 国 庫 負 担 金	12,985	△ 5,228	7,757

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
		児童扶養手当負担金 基本額 $\triangle 118,107 \times 1/3$ 児童手当負担金 基本額 $\triangle 21,481 \times 37/45$ 基本額 $\triangle 122,040 \times 2/3$ 子育てのための施設等利用給付交付金 基本額 $\triangle 210,688 \times 1/2$
2 生活保護費負担金	$\triangle 445,375$	基本額 $\triangle 593,834 \times 3/4$
4 国民健康保険基盤安定負担金	11,715	基本額 $23,431 \times 1/2$
5 自立支援介護給付費負担金	125,947	基本額 $251,894 \times 1/2$
7 中国残留邦人生活支援費負担金	$\triangle 961$	基本額 $\triangle 1,282 \times 3/4$
8 低所得者介護保険料軽減負担金	2,252	基本額 $4,504 \times 1/2$
9 生活困窮者自立支援事業費負担金	$\triangle 808$	生活保護受給者健康管理支援事業 基本額 $\triangle 1,076 \times 3/4$ 生活保護受給者就労準備支援事業 基本額 $\triangle 1 \times 3/4$
11 未就学児均等割保険料負担金	402	基本額 $804 \times 1/2$
1 母子保健衛生費負担金	$\triangle 2,816$	基本額 $\triangle 5,632 \times 1/2$
2 感染症予防事業費負担金	23,616	基本額 $47,232 \times 1/2$
3 感染症発生動向調査事業負担金	$\triangle 3,952$	基本額 $\triangle 7,904 \times 1/2$
5 小児慢性特定疾病医療費負担金	$\triangle 3,262$	基本額 $\triangle 6,524 \times 1/2$
6 感染症患者入院医療費負担金	$\triangle 1,536$	基本額 $\triangle 2,048 \times 3/4$
1 公立学校施設整備費負担金	$\triangle 5,228$	基本額 $\triangle 10,456 \times 1/2$

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
計	26,909,118	△ 547,016	26,362,102

(項) 2 国庫補助金

1 総 務 費 国 庫 補 助 金	1,608,785	2,130,172	3,738,957
2 民 生 費 国 庫 補 助 金	5,020,901	△ 180,379	4,840,522

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

1 個人番号カード交付事業費補助金	△ 265,355	基本額 △265,355×10/10
4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	△ 544	基本額 △544×10/10
6 地域女性活躍推進交付金	△ 272	基本額 △363×3/4
8 デジタル基盤改革支援補助金	△ 14,954	基本額 △14,954×10/10
9 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,411,297	
1 障害者自立支援事業費等補助金	△ 2,441	基本額 △4,882×1/2
2 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	△ 3,360	母子家庭等自立支援給付金事業 基本額 △4,480×3/4
3 子ども・子育て支援交付金	△ 91,628	基本額 △274,884×1/3
4 保育対策総合支援事業費補助金	5,810	保育士宿舎借り上げ支援事業 基本額 △7,926×2/3 保育体制強化事業 基本額 △10,410×1/2 保育士・保育所支援センター設置運営事業 基本額 △152×1/2 新型コロナウイルス感染拡大防止事業 基本額 1,250×1/2 感染症対策事業 基本額 47,250×1/3

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金
 ~ (款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 衛 生 費 国 庫 補 助 金	1,831,986	△ 198,002	1,633,984

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
6 中国残留邦人地域生活支援事業費補助金	△ 30	基本額 △30×10/10
7 子ども・子育て支援整備交付金	△ 963	基本額 △2,889×1/3
8 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	△ 5,985	認知症高齢者グループホーム等防災改修等事業 基本額 △5,985×10/10
9 在宅福祉事業費補助金	△ 441	基本額 △1,323×1/3
10 生活困窮者自立支援事業費補助金	577	生活困窮者就労準備支援事業 基本額 71×2/3 生活保護適正実施推進事業 基本額 707×3/4
13 障害者総合支援事業費補助金	511	基本額 511×10/10
14 保育所等整備交付金	△ 3,216	基本額 △7,156×2/3 基本額 3,110×1/2
15 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	△ 83,590	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 基本額 21,160×10/10 子育て世帯生活支援特別給付金事業 基本額 △104,750×10/10
21 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金	4,377	基本額 8,754×1/2
1 公害健康被害補償費補助金	△ 1,738	基本額 △1,738×1/2 総合調整事務費 △869
3 特定感染症検査等事業費補助金	△ 3,807	基本額 △7,614×1/2
5 難病患者地域支援対策推進事業費補助金	△ 32	基本額 △64×1/2
6 母子保健衛生費補助金	△ 750	基本額 △1,500×1/2

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 土 木 費 国 庫 補 助 金	1,672,579	△ 232,827	1,439,752
5 消 防 費 国 庫 補 助 金	82,766	△ 33,339	49,427
6 教 育 費 国 庫 補 助 金	190,693	674,376	865,069

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 健康的な生活習慣づくり重点化事業補助金	890	基本額 $1,780 \times 1/2$
9 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	$\triangle 192,565$	基本額 $\triangle 192,565 \times 10/10$
2 社会資本整備総合交付金	$\triangle 330,872$	地域住宅交付金 $\triangle 2,495$ 橋梁修繕事業交付金 1,192 道路ストック総点検事業交付金 6,487 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業交付金 $\triangle 13,150$ 土地区画整理事業交付金 $\triangle 192,678$ 自転車通行空間整備事業交付金 $\triangle 748$ 官民連携型賑わい拠点創出事業交付金 $\triangle 119,980$ 交通安全施設等整備事業費補助金 $\triangle 9,500$
3 都市構造再編集中支援事業補助金	103,450	江坂公園魅力向上事業費 103,500 上の川周辺整備事業費 $\triangle 50$
4 道路メンテナンス事業補助金	$\triangle 2,937$	道路ストック総点検事業費ほか
5 空き家対策総合支援事業補助金	$\triangle 2,468$	空家等対策事業費 基本額 $\triangle 6,170 \times 2/5$
1 社会資本整備総合交付金	$\triangle 33,359$	住宅・建築物安全ストック形成事業費 $\triangle 30,796$ 都市防災推進事業費 $\triangle 2,563$
2 消防器材整備費補助金	20	基本額 $40 \times 1/2$
8 重要文化財建造物修理事業費補助金	$\triangle 17,879$	基本額 $\triangle 27,507 \times 65/100$
9 GIGAスクール運営支援センター整備事業補助金	$\triangle 2,122$	基本額 $\triangle 4,244 \times 1/2$
10 文化財資源活用事業費補助金	$\triangle 3,961$	基本額 $\triangle 7,202 \times 55/100$

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
11 学校施設環境改善交付金	698,338	基本額 $51,436 \times 1/2$ 基本額 $2,017,860 \times 1/3$

1 統計費委託金	$\triangle 1,501$	
2 統計調査員確保対策事業委託金	$\triangle 10$	
3 中長期在留者住居地届出等事務費委託金	$\triangle 180$	
6 参議院議員通常選挙執行委託費委託金	$\triangle 19,992$	
3 中国残留邦人事務費委託金	1	
1 国民健康・栄養調査委託金	$\triangle 603$	
1 諸 委 託 金	$\triangle 7$	

1 児童福祉費負担金	$\triangle 74,921$	児童手当負担金 基本額 $\triangle 21,481 \times 4/45$ 基本額 $\triangle 122,040 \times 1/6$ 子育てのための施設等利用給付交付金 基本額 $\triangle 210,688 \times 1/4$
2 国民健康保険基盤安定負担金	48,376	基本額 $56,692 \times 3/4$ 基本額 $23,431 \times 1/4$
3 自立支援介護給付費負担金	62,973	基本額 $251,892 \times 1/4$

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金
 ~ (款) 15 府支出金 (項) 1 府負担金

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 後期高齢者医療保険 基盤安定負担金	△ 75,918	基本額 $\triangle 101,224 \times 3/4$
6 低所得者介護保険料 軽減負担金	323	基本額 $1,292 \times 1/4$
7 未就学児均等割保険 料負担金	201	基本額 $804 \times 1/4$
1 諸 負 担 金	△ 661	大阪版地方分権推進制度交付金 419 旅券発給事務移譲交付金 $\triangle 1,080$

1 大阪府消費者行政強 化事業補助金及び推 進事業補助金	△ 13	基本額 $\triangle 26 \times 1/2$
3 ひとり親家庭医療助 成費補助金	△ 4,721	基本額 $\triangle 9,442 \times 1/2$
6 乳幼児医療費助成事 業費補助金	△ 13,317	基本額 $\triangle 26,634 \times 1/2$
7 障害者自立支援事業 費等補助金	△ 1,220	基本額 $\triangle 4,880 \times 1/4$
9 新子育て支援交付金	△ 600	
10 子ども・子育て支援 交付金	△ 97,047	基本額 $\triangle 291,141 \times 1/3$
13 子ども・子育て支援 整備交付金	△ 14,493	基本額 $\triangle 43,479 \times 1/3$
14 介護施設等の整備に 関する事業補助金	△ 94,815	基本額 $\triangle 94,815 \times 10/10$
15 子どもの貧困緊急対 策事業費補助金	△ 2,504	基本額 $\triangle 5,008 \times 1/2$
17 安心こども基金事業 補助金	3,795	基本額 $3,859 \times 10/10$ 基本額 $\triangle 128 \times 1/2$
22 子ども教育・生活支 援事業費補助金	4	基本額 $4 \times 10/10$

(款) 15 府支出金 (項) 1 府負担金
 ~ (款) 15 府支出金 (項) 2 府補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 衛 生 費 府 補 助 金	301,013	50,151	351,164
5 土 木 費 府 補 助 金	11,477	△ 9,662	1,815
6 消 防 費 府 補 助 金	20,146	△ 11,652	8,494
7 教 育 費 府 補 助 金	27,042	△ 14,734	12,308
計	2,552,063	△ 210,828	2,341,235

(項) 3 委託金

1 総 務 費 委 託 金	638,065	△ 159	637,906
2 民 生 費 委 託 金	348	15	363
3 衛 生 費 委 託 金	11,346	△ 549	10,797

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 公 害 事 務 費 補 助 金	△ 71	
3 健康増進事業補助金	△ 2,642	基本額 △3,963×2/3
5 林 業 関 係 補 助 金	△ 237	基本額 △316×3/4
9 新型コロナウイルス 感染症対策支援事業 費補助金	54,101	
10 大阪府屋外分煙所モ デル整備促進事業補 助金	△ 1,000	基本額 △2,000×1/2
1 国 土 調 査 事 業 補 助 金	△ 5,175	基本額 △6,900×3/4
2 猛 暑 対 策 事 業 補 助 金	△ 4,487	基本額 △4,487×10/10
2 震災対策推進事業補 助金	△ 10,125	基本額 △40,500×1/4
3 がけ地近接等住宅移 転事業補助金	△ 1,296	基本額 △5,184×1/4
4 土砂災害特別警戒区 域内住宅補強事業補 助金	△ 231	基本額 △924×1/4
2 教育支援体制整備事 業費補助金	△ 14,734	基本額 △14,992×1/2 基本額 △9,651×3/4

2 人権啓発活動委託金	△ 159	
6 地域児童福祉事業等 調査委託金	15	
2 豊能保健医療推進協 議会運営委託金	△ 1	
3 地域医療連携推進事 業委託金	△ 205	
17 社会保障・人口問題 基礎調査委託金	△ 50	

(款) 15 府支出金 (項) 2 府補助金
 ~ (款) 15 府支出金 (項) 3 委託金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 諸 委 託 金	883	466	1,349
計	650,642	△ 227	650,415

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 財 産 貸 付 収 入	89,552	△ 4,792	84,760
2 利 子 及 び 配 当 金	4,288	1,744	6,032
計	93,840	△ 3,048	90,792

(項) 2 財産売却収入

1 不 動 産 売 払 収 入	31,149	382,776	413,925
2 物 品 売 払 収 入	251	△ 228	23
計	31,400	382,548	413,948

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一 般 寄 附 金	1,639,500	△ 599,500	1,040,000
2 指 定 寄 附 金	900	64,289	65,189
計	1,640,400	△ 535,211	1,105,189

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	11,738,832	△ 7,289,904	4,448,928
2 みんなで支えるまちづくり 基金繰入金	4,000	△ 3,040	960

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
18 乳幼児発育調査委託金	△ 293	
1 諸 委 託 金	466	

1 貸 地 料	△ 4,792	
1 株 式 配 当 金	1,275	
2 預 金 利 子	3	
3 貸 付 金 利 子	△ 26	
4 公 債 利 子	492	

1 土 地 売 払 収 入	382,776	
1 物 品 売 払 収 入	△ 228	

1 一 般 寄 附 金	△ 599,500	
1 指 定 寄 附 金	64,289	

1 財政調整基金繰入金	△ 7,289,904	
1 みんなで支えるまちづくり基金繰入金	△ 3,040	

(款) 15 府支出金 (項) 3 委託金
 ~ (款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 ダブルリボンプロジェクト 基金繰入金	2,329	△ 172	2,157
5 公共施設等整備基金繰入金	980,000	520,000	1,500,000
7 環境まちづくり基金繰入金	245,540	△ 148,044	97,496
8 こども笑顔輝き基金繰入金	90,000	△ 90,000	0
9 都市計画施設整備基金繰入金	1,200,000	167,800	1,367,800
10 サッカースタジアム基金繰入金	260,000	29,415	289,415
11 廃棄物処理施設整備基金繰入金	90,000	△ 90,000	0
12 新型コロナウイルス等感染症対策基金繰入金	—	80,000	80,000
計	14,862,560	△ 6,823,945	8,038,615

(項) 2 特別会計繰入金

1 部落有財産特別会計繰入金	—	3,042	3,042
計	—	3,042	3,042

(款) 19 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

2 災害援護資金貸付金元利収入	36	204	240
計	300,787	204	300,991

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 ダブルリボンプロジェクト基金繰入金	△ 172	
1 公共施設等整備基金繰入金	520,000	
1 環境まちづくり基金繰入金	△ 148,044	
1 こども笑顔輝き基金繰入金	△ 90,000	
1 都市計画施設整備基金繰入金	167,800	
1 サッカースタジアム基金繰入金	29,415	
1 廃棄物処理施設整備基金繰入金	△ 90,000	
1 新型コロナウイルス等感染症対策基金繰入金	80,000	

1 部落有財産特別会計繰入金	3,042	

1 災害援護資金貸付金元利収入	204	

(款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金
 ～ (款) 19 諸収入 (項) 3 貸付金元利収入

(項) 4 受託事業収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 受 託 事 業 収 入	15,975	△ 15,575	400
計	15,975	△ 15,575	400

(項) 5 収益事業収入

1 收 益 事 業 收 入	323,893	143,007	466,900
計	323,893	143,007	466,900

(項) 6 雑入

1 弁 償 金	6	△ 1	5
3 雜 入	2, 322, 351	172, 462	2, 494, 813
計	2, 322, 358	172, 461	2, 494, 819

(款) 20 市債

(項) 1 市債

1 総務債	218,600	△ 60,200	158,400
-------	---------	----------	---------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 受 託 事 業 収 入	△ 15,575	

1 収 益 事 業 収 入	143,007	

2 行政代執行費実費弁償金	△ 1	
3 健康診査自己負担納入金	560	
7 雑 入	171,902	

1 文化センター改修事業債	△ 23,600	文化センター改修事業
2 市民センター改修事業債	△ 8,900	市民センター改修事業
3 総合運動場改修事業債	△ 4,800	総合運動場改修事業
4 市民体育館改修事業債	△ 3,600	市民体育館改修事業
5 スポーツグラウンド改修事業債	△ 12,200	スポーツグラウンド改修事業
6 市民プール改修事業債	△ 7,100	市民プール改修事業

(款) 19 諸収入 (項) 4 受託事業収入 ～ (款) 20 市債 (項) 1 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 民 生 債	665,500	△ 262,100	403,400
3 衛 生 債	549,400	△ 6,700	542,700
4 土 木 債	2,735,700	△ 960,200	1,775,500
5 消 防 債	840,300	△ 92,800	747,500
6 教 育 債	1,015,300	3,613,500	4,628,800
計	7,024,800	2,231,500	9,256,300

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 留守家庭児童育成室整備債	△ 109,300	留守家庭児童育成室整備事業
2 児 童 会 館 建 設 債	△ 10,500	北千里小学校跡地複合施設整備事業
3 幼保連携型認定こども園整備事業債	△ 33,500	(仮称) 山田こども園整備事業
4 介護老人保健施設改修事業	△ 105,600	介護老人保健施設改修事業
5 高齢者いこいの家改修事業債	△ 1,700	高齢者いこいの家改修事業
6 高齢者いこいの間整備債	△ 1,500	高齢者いこいの間整備事業
1 破碎選別工場整備債	△ 6,700	破碎選別工場整備事業
1 道 路 整 備 債	△ 507,700	道路新設改良事業
2 橋梁新設改良事業債	△ 81,600	橋梁新設改良事業
3 公 営 住 宅 建 設 債	△ 5,500	公営住宅建設事業
4 上の川周辺整備事業債	△ 109,700	上の川周辺整備事業
5 公 園 整 備 債	△ 14,300	公園整備事業
6 佐井寺西土地区画整理事業債	△ 239,500	佐井寺西土地区画整理事業
7 土 木 庁 舎 建 設 債	△ 1,900	北部消防庁舎等複合施設建設事業
1 消防防災施設設備整備債	△ 67,300	消防防災施設設備整備事業
2 急傾斜地安全対策事業債	△ 20,200	急傾斜地安全対策事業
3 消 防 庁 舎 建 設 債	△ 5,300	北部消防庁舎等複合施設建設事業
1 図 書 館 建 設 債	△ 23,800	北千里小学校跡地複合施設整備事業
2 義務教育施設整備債	3,675,300	小・中学校改修事業
3 公 民 館 整 備 債	△ 26,300	北千里小学校跡地複合施設整備事業
4 教育センター建設債	△ 3,000	北部消防庁舎等複合施設建設事業
5 文化財保存事業債	△ 8,700	旧西尾家住宅耐震改修事業

(款) 20 市債 (項) 1 市債

(款) 9 繰越金
(項) 1 繰越金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 越 金	—	2,593,299	2,593,299
計	—	2,593,299	2,593,299

歳 入 合 計	161,766,239	1,997,371	163,763,610
---------	-------------	-----------	-------------

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	2,593,299	

--	--	--

(款) 21 繰越金 (項) 1 繰越金

歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 議 会 費	738,677	△20,694	717,983			
計	738,677	△20,694	717,983			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 一 般 管 理 費	6,537,211	△255,381	6,281,830	6,994		△3,986

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△20,694	1 報 酬	△3,711	議員報酬
	2 給 料	△5,362	
	3 職 員 手 当 等	△3,342	
	4 共 済 費	△1,825	
	7 報 償 費	△100	講師謝礼金ほか
	8 旅 費	△4,392	費用弁償 △3,405 普通旅費 △12 特別旅費 △975
	9 交 際 費	△299	
	12 委 託 料	△575	グループウェア導入業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△514	電算機器借上料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△574	政務活動費ほか
△20,694			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△258,389	1 報 酬	△2,060	会計年度任用職員報酬ほか
	2 給 料	△50,574	
	3 職 員 手 当 等	△173,187	
	4 共 済 費	△14,171	
	7 報 償 費	△91	行政改革に関する検討会議有識者 謝礼金ほか
	8 旅 費	△2,256	費用弁償 △1,897 普通旅費 △60 特別旅費 △299
	9 交 際 費	△536	

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費
 ~ (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 文 書 費	247,301	△24,107	223,194	309		△14
3 広 報 費	180,094	△3,662	176,432			
4 財 産 管 理 費	67,844	△42,080	25,764		△20,200	6
5 企 画 費	10,479	△406	10,073			
6 消費経済対策 費	38,003	△100	37,903			
7 公平委員会費	1,950	△584	1,366			
9 車 両 管 理 費	46,544	△1,400	45,144			
10 職 員 研 修 費	27,493	△1,600	25,893			
12 地区市民ホー ル費	51,872	△2,800	49,072			△226

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	10 需 用 費	△1,103	消耗品費 △96 食糧費 △116 印刷製本費 △466 修繕料 △425
	11 役 務 費	△6,600	通信運搬費
	12 委 託 料	△8,222	電算業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△12,640	電算機器借上料ほか
	14 工 事 請 負 費	△3,000	
	17 備 品 購 入 費	△79	電算機器購入費ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	19,138	公営企業会計兼務職員人件費負担 金ほか
△24,402	12 委 託 料	△24,107	文書管理システム構築業務委託料 ほか
△3,662	12 委 託 料	△3,662	市報すいた配布業務委託料ほか
△21,886	11 役 務 費	△1,900	手数料
	12 委 託 料	△38,896	測量・調査業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△1,284	
△406	7 報 償 費	△109	行政評価アドバイザー謝礼金
	10 需 用 費	△297	印刷製本費
△100	18 負担金、補助及び 交付金	△100	消費者活動推進補助金
△584	8 旅 費	△473	費用弁償 △359 普通旅費 △14 特別旅費 △100
	18 負担金、補助及び 交付金	△111	全国公平委員会連合会出席負担金 ほか
△1,400	10 需 用 費	△300	修繕料
	12 委 託 料	△500	マイクロバス運行業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△600	車両借上料
△1,600	7 報 償 費	△600	研修講師謝礼金
	8 旅 費	△1,000	特別旅費
△2,574	1 報 酬	△42	指定管理者選定委員会委員報酬（ 第三者モニタリング分）
	11 役 務 費	△611	通信運搬費 △606

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
13 広 聴 費	17,763	△566	17,197			
15 職 員 厚 生 費	75,242	△700	74,542			1
16 人 権 費	48,475	△3,311	45,164	△159		
17 地 域 振 興 費	117,328	△9,303	108,025			△5,340
18 市民センター 費	247,989	△12,059	235,930		△8,900	△11,001
19 山田ふれあい 文化センター 費	211,254	△19,557	191,697		△23,600	△2,984
20 コミュニティ センター費	254,801	△49,225	205,576			△3,148

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			保険料 △5
	14 工 事 請 負 費	△2,147	
△566	12 委 託 料	△566	庁舎案内業務委託料、市民意識調査業務委託料
△701	1 報 酬	△200	産業医報酬
	10 需 用 費	△500	消耗品費
△3,152	13 使用料及び賃借料	△1,161	バス借上料
	18 負担金、補助及び交付金	△2,150	人権啓発推進協議会活動補助金
△3,963	1 報 酬	△226	審議会等委員報酬
	7 報 償 費	△28	手話通訳者謝礼金
	11 役 務 費	△982	通信運搬費 △39 手数料 △91 保険料 △852
	16 公 有 財 産 購 入 費	△705	千里ニュータウンプラザ内の市民公益活動センターに係るサービス購入料（設計・建設）
	17 備 品 購 入 費	△2,341	発電機購入費
	18 負担金、補助及び交付金	△5,021	市民公益活動促進補助金ほか
7,842	11 役 務 費	△10	手数料
	14 工 事 請 負 費	△11,005	
	16 公 有 財 産 購 入 費	△942	千里ニュータウンプラザ内の千里市民センターに係るサービス購入料（設計・建設）
	22 償還金、利子及び割引料	△102	市民センター使用料過年度還付金
7,027	14 工 事 請 負 費	△19,531	
	22 償還金、利子及び割引料	△26	山田ふれあい文化センター使用料過年度還付金
△46,077	11 役 務 費	△715	通信運搬費 △709 保険料 △6
	14 工 事 請 負 費	△48,510	

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
21 財政調整基金 積立金	29	1,296,624	1,296,653			△26
23 男女共同参画 費	165,783	△8,626	157,157	△272		△360
24 歴史文化まち づくりセンタ ー費	29,087	△42	29,045			
25 安 心 安 全 費	62,868	△721	62,147			
26 都 市 交 流 費	40,115	△469	39,646			
27 市民自治推進 費	319	△25	294			
28 みんなで支え るまちづくり 基金積立金	1	389	390			55
29 千里ニュータ ウンプラザ費	39,674	△625	39,049			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
1,296,650	24 積 立 金	1,296,624	積立金
△7,994	2 給 料	△3,589	
	3 職 員 手 当 等	△2,891	
	4 共 済 費	△1,223	
	7 報 償 費	△887	講師謝礼金ほか
	8 旅 費	△13	普通旅費
	11 役 務 費	△3	保険料
	12 委 託 料	△20	男性電話相談業務委託料
△42	1 報 酬	△42	指定管理者選定委員会委員報酬（ 第三者モニタリング分）
△721	7 報 償 費	△321	市民会議講師謝礼金
	10 需 用 費	△205	消耗品費
	11 役 務 費	△120	筆耕翻訳料
	13 使用料及び賃借料	△10	市民会議備品等使用料
	18 負担金、補助及び 交付金	△65	地域青色防犯パトロール活動補助 金ほか
△469	10 需 用 費	△110	消耗品費
	16 公 有 財 産 購 入 費	△359	千里ニュータウンプラザ内の国際 交流協会に係るサービス購入料（ 設計・建設）
△25	1 報 酬	△25	市民自治推進委員会委員報酬
334	24 積 立 金	389	積立金
△625	3 職 員 手 当 等	△7	
	4 共 済 費	△190	
	7 報 償 費	△30	講師謝礼金
	8 旅 費	△88	費用弁償
	16 公 有 財 産 購 入 費	△292	千里ニュータウンプラザに係るサ ービス購入料（設計建設）

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
30 文 化 会 館 費	473,687	△1,675	472,012			△13,255
31 ダブルリボン プロジェクト 基金積立金	1,269	△137	1,132			△496
32 スポーツ推進 費	222,320	△17,352	204,968			△1,294
33 体育施設管理 費	108,618	△50	108,568		△12,200	△2,539
34 市民体育館費	515,094	△785	514,309		△3,600	△18,904
35 市民プール費	259,774	—	259,774		△7,100	△16,696
36 武 道 館 費	96,029	△94	95,935			△1,528
37 総合運動場費	212,331	△94	212,237		△4,800	△2,832
38 サッカースタ ジアム費	527,364	29,374	556,738			29,415
40 シティプロモ ーション費	103,914	△2,028	101,886			△1,116

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	18 負担金、補助及び 交付金	△18	特定退職金共済負担金
11,580	10 需 用 費	△1,675	修繕料
359	24 積 立 金	△137	積立金
△16,058	1 報 酬	△812	スポーツ推進委員報酬
	7 報 償 費	△622	中学校運動場ナイター施設開放管 理指導員報償費ほか
	10 需 用 費	△78	印刷製本費
	11 役 務 費	△269	保険料
	12 委 託 料	△1,338	学校体育施設開放事業委託料、学 校体育施設開放倉庫廃棄業務委託 料ほか
	13 使用料及び賃借料	△521	市長杯（旗）大会会場借上料ほか
	14 工 事 請 負 費	△3,514	
	17 備 品 購 入 費	△792	学校体育施設開放用備品購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	△9,406	市民体育祭補助金 △9,400 大阪府スポーツ推進委員協議会会 費 △6
14,689	1 報 酬	△50	指定管理者選定委員会委員報酬（ 第三者モニタリング）
21,719	1 報 酬	△50	指定管理者選定委員会委員報酬（ 第三者モニタリング）
	11 役 務 費	△735	通信運搬費
23,796			
1,434	11 役 務 費	△94	通信運搬費
7,538	11 役 務 費	△94	通信運搬費
△41	8 旅 費	△41	特別旅費
	18 負担金、補助及び 交付金	29,415	ビジョン取替工事負担金
△912	7 報 償 費	△14	シティプロモーションアドバイザー 一会議委員謝礼金ほか
	8 旅 費	△60	特別旅費

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
41 スポーツ推進 基金積立金	165,000	55,000	220,000			
42 新型コロナウイルス等感染 症対策基金積 立金	—	79,820	79,820			10,420
計	11,384,867	1,001,643	12,386,510	6,872	△80,400	△45,848

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 税 務 総 務 費	1,025,300	△80,062	945,238	8,069		60
2 賦 課 費	170,556	△7,290	163,266			△168
3 徴 収 費	450,651	△51,033	399,618	△2,538		△167

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	10 需 用 費	△386	消耗品費
	11 役 務 費	△35	手数料
	12 委 託 料	△1,514	公共施設センスアップ維持管理業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△19	スタジアム使用料ほか
55,000	24 積 立 金	55,000	積立金
69,400	24 積 立 金	79,820	積立金
1,121,019			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△88,191	1 報 酬	△91	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△36,257	
	3 職 員 手 当 等	△33,066	
	4 共 済 費	△10,472	
	8 旅 費	△170	費用弁償 △101 普通旅費 △69
	18 負担金、補助及び 交付金	△6	特定退職金共済負担金
△7,122	10 需 用 費	△400	消耗品費
	12 委 託 料	△6,890	土地家屋異動更新業務委託料ほか
△48,328	8 旅 費	△10	特別旅費
	10 需 用 費	△197	印刷製本費

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費
 ~ (款) 2 総務費 (項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
計	1,648,579	△138,385	1,510,194	5,531		△275

(項) 3 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 戸籍住民登録費	1,330,918	△349,306	981,612	△278,752		△32,185
計	1,330,918	△349,306	981,612	△278,752		△32,185

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	11 役 務 費	△1,172	手数料
	12 委 託 料	△2,065	共通納税税目拡大対応税務システム改修等業務委託料ほか
	18 負担金、補助及び交付金	△487	共同収納手数料負担金
	22 償還金、利子及び割引料	△47,102	過誤納金還付金及び還付加算金
△143,641			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△38,369	1 報 酬	△1,100	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△23,374	
	3 職 員 手 当 等	△11,540	
	4 共 済 費	△8,600	
	10 需 用 費	△30,000	消耗品費
	12 委 託 料	△9,337	引越しワンストップサービス対応に伴うシステム改修業務委託料ほか
	18 負担金、補助及び交付金	△265,355	通知カード・個人番号カード関連事務等委任交付金
△38,369			

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費
 ～ (款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民登録費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 選挙管理委員会費	118,373	△12,279	106,094			
5 参議院議員通常選挙執行費	135,367	△19,517	115,850	△19,992		
計	309,170	△31,796	277,374	△19,992		

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△12,279	2 給 料	△5,374	
	3 職 員 手 当 等	△4,544	
	4 共 済 費	△2,200	
	8 旅 費	△113	費用弁償 △72 特別旅費 △41
	18 負担金、補助及び 交付金	△48	大阪府都市選挙管理委員会連合会 負担金
475	1 報 酬	△4,326	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	△1,957	
	7 報 償 費	△202	ポスター掲示場設置謝礼品ほか
	8 旅 費	△105	費用弁償 △91 普通旅費 △14
	10 需 用 費	△3,618	消耗品費 △2,901 食糧費 △56 印刷製本費 △451 光熱水費 △13 修繕料 △197
	11 役 務 費	△2,241	通信運搬費 △2,155 手数料 △37 保険料 △49
	12 委 託 料	△3,339	選挙公報配布業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△3,664	選挙用資材借上料ほか
	17 備 品 購 入 費	△65	選挙用備品購入費
△11,804			

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

(項) 5 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 統計調査総務費	19,124	△2,676	16,448			
2 基幹統計調査費	6,397	△1,501	4,896	△1,501		
3 その他統計調査費	246	△10	236	△10		
計	25,767	△4,187	21,580	△1,511		

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 監 査 委 員 費	101,630	△5,035	96,595			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△2,676	2 給 料	△981	
	3 職 員 手 当 等	△1,276	
	4 共 済 費	△400	
	8 旅 費	△3	普通旅費
	18 負担金、補助及び 交付金	△16	近畿都市統計協議会負担金
	1 報 酬	△717	指導員報酬、調査員報酬
	2 給 料	△100	
	3 職 員 手 当 等	△94	
	4 共 済 費	△37	
	7 報 償 費	△448	就業構造基本調査協力謝礼金
	8 旅 費	△15	普通旅費
	11 役 務 費	△90	通信運搬費
	11 役 務 費	△10	通信運搬費
△2,676			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△5,035	1 報 酬	△1,739	委員報酬
	2 給 料	△837	
	3 職 員 手 当 等	△1,618	
	8 旅 費	△617	費用弁償 △314 普通旅費 △13 特別旅費 △290
	12 委 託 料	△121	工事技術調査業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△40	電子複写機借上料

(款) 2 総務費 (項) 5 統計調査費
 ~ (款) 2 総務費 (項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
計	101,630	△5,035	96,595			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 社会福祉総務費	4,044,147	37,031	4,081,178	△114,861		601

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	18 負担金、補助及び 交付金	△63	近畿地区都市監査委員会負担金ほか
△5,035			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
151,291	1 報 酬	△808	民生委員推薦会委員報酬、社会福祉審議会委員報酬、総合福祉会館運営審議会委員報酬
	2 給 料	△14,011	
	3 職 員 手 当 等	△8,753	
	4 共 済 費	△1,997	
	7 報 償 費	△1,425	個別避難計画作成支援報奨金、講師謝礼金ほか
	8 旅 費	△140	費用弁償 △128 普通旅費 △12
	11 役 務 費	△96	通信運搬費
	12 委 託 料	△112,558	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△869	電算機器借上料
	16 公 有 財 産 購 入 費	△44	千里ニュータウンプラザ内の更生保護サポートセンター吹田に係るサービス購入料（設計・建設）
	18 負担金、補助及び 交付金	△1,157	民生委員・児童委員活動費実費弁償負担金ほか
	19 扶 助 費	△1,000	住居確保給付金

(款) 2 総務費 (項) 6 監査委員費
 ~ (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 厚 生 援 護 費	8,081	△110	7,971			
3 老 人 福 祉 費	1,809,258	△133,282	1,675,976	△33,591	△107,300	△4,653
4 心身障害者医 療助成費	770,827	△13	770,814	△10		
6 交 流 活 動 館 費	81,231	△862	80,369			
8 心身障害者福 祉施設整備費 積立金	2	42,854	42,856			42,854
9 総合福祉会館 費	207,027	△4,924	202,103			2,263
10 介護保険特別 会計繰出金	4,977,984	△228,296	4,749,688	2,575		
11 障害者支援交 流センター費	447,362	△3,020	444,342			
12 障害者福祉費	642,622	△262	642,360	26,100		

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	22 償還金、利子及び割引料	179,889	過年度国庫支出金等返還金
△110	12 委託料	△50	戦没者追悼式式壇作成業務委託料
	18 負担金、補助及び交付金	△60	原爆被爆者支援活動補助金
12,262	1 報酬	△117	介護保険施設等選定委員会委員報酬ほか
	7 報酬費	△1,505	長寿祝賀祝金ほか
	11 役務費	△58	通信運搬費 手数料 筆耕翻訳料
	12 委託料	△1,100	配食サービス業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△7,243	高齢者団体用福祉バス借上料ほか
	18 負担金、補助及び交付金	△110,069	認知症高齢者グループホーム等防災改修等補助金ほか
	19 扶助費	△13,190	養護老人ホーム入所措置費ほか
△3	4 共済費	△3	
	12 委託料	△10	重度障がい者医療証封入封緘業務委託料
△862	2 給料	△84	
	3 職員手当等	△394	
	12 委託料	△384	施設管理業務委託料
	24 積立金	42,854	積立金
△7,187	12 委託料	△4,924	非常用自家発電設備更新工事設計業務委託料
△230,871	27 繰出金	△228,296	繰出金
△3,020	1 報酬	△2,022	指定管理者選定委員会委員報酬、会計年度任用職員報酬
	3 職員手当等	△723	
	4 共済費	△275	
△26,362	3 職員手当等	△46	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
13 障害福祉自立 支援事業費	10,735,545	240,576	10,976,121	185,259		
14 後期高齢者医 療費	3,711,558	△67,086	3,644,472			
15 後期高齢者医 療特別会計繰 出金	1,194,557	△134,920	1,059,637	△81,951		
16 地域福祉推進 費積立金	10,945	380	11,325			30
17 吹三地区高齢 者いこいの間 整備費	2,075	—	2,075		△1,500	
18 緊急援護資金 貸付基金繰出 金	—	4,965	4,965			
計	28,805,321	△246,969	28,558,352	△16,479	△108,800	41,095

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	4 共 済 費	△18	
	12 委 託 料	△198	障がい者福祉システム改修業務委託料
55,317	1 報 酬	△117	地域活動支援センター選定委員会委員報酬ほか
	4 共 済 費	△4	
	12 委 託 料	△10,389	地域活動支援センターⅠ型運営業務委託料
	18 負担金、補助及び交付金	251,086	日中活動系サービス給付費ほか 251,895 障害者社会参加促進事業補助金 △809
△67,086	18 負担金、補助及び交付金	△67,086	大阪府後期高齢者医療広域連合負担金
△52,969	27 繰 出 金	△134,920	繰出金
350	24 積 立 金	380	積立金
1,500			
4,965	27 繰 出 金	4,965	繰出金
△162,785			

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 児童福祉総務費	2,388,489	351,331	2,739,820	27,579		△90,000
2 児 童 措 置 費	8,422,610	△333,935	8,088,675	1,017,596		
3 保 育 園 費	3,148,101	△253,592	2,894,509	△118		5,489
4 母 子 福 祉 費	587,879	△116,654	471,225	△111,385		
5 遺 児 手 当 費	2,333	△470	1,863			
6 留守家庭児童育成費	2,343,698	△200,495	2,143,203	△192,012	△109,300	△1,800

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
413,752	2 給 料	△23,138	
	3 職 員 手 当 等	△17,470	
	4 共 済 費	△8,500	
	7 報 償 費	△3	講師謝礼金
	8 旅 費	△456	費用弁償
	11 役 務 費	△62	通信運搬費 △56 保険料 △6
	12 委 託 料	△6,607	子育て世帯家事・育児支援業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△476	保育施設利用等申込システム使用料
	18 負担金、補助及び交付金	△48,172	私立保育所等一時預かり事業助成金ほか
	22 償還金、利子及び割引料	456,215	過年度国庫支出金等返還金
△1,351,531	18 負担金、補助及び交付金	△72,300	就学前児童子育て世帯支援金
	19 扶 助 費	△261,635	児童手当ほか
△258,963	1 報 酬	△51,000	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△79,103	
	3 職 員 手 当 等	△78,989	
	4 共 済 費	△40,500	
	8 旅 費	△4,000	費用弁償
△5,269	12 委 託 料	△7,424	母子生活支援施設入所措置事業委託料
	18 負担金、補助及び交付金	△109,230	子育て世帯生活支援特別給付金ほか
△470	19 扶 助 費	△470	遺児手当
102,617	4 共 済 費	△10,000	
	7 報 償 費	△300	文化行事謝礼金
	10 需 用 費	△10,000	修繕料
	12 委 託 料	△140,338	留守家庭児童育成室運営業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△350	舞台装置借上料

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
7 ひとり親家庭 医療助成費	171,907	—	171,907	△4,721		
8 児 童 会 館 費	384,904	△1,678	383,226	625		1
9 子ども医療助 成費	1,674,120	—	1,674,120	△13,317		
10 こども発達支 援センター費	719,262	△43,683	675,579			
11 のびのび子育 てプラザ費	117,344	△168	117,176	△536		
12 特定教育・保 育施設等助成 費	952,031	△33,921	918,110	5,161		
14 幼保連携型認 定こども園費	588,965	△32,314	556,651			975
15 子育てのため の施設等利用 給付費	1,510,171	△228,164	1,282,007	△158,016		
18 北千里小学校 跡地複合施設 建設費	257,752	—	257,752		△10,500	△11,000
19 (仮称) 山田 こども園整備 費	190,987	△38,363	152,624		△33,500	
20 こども笑顔輝 き基金積立金	—	10,355	10,355			40
計	35,398,920	△921,751	34,477,169	570,856	△153,300	△96,295

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	14 工 事 請 負 費	△38,207	
	18 負担金、補助及び 交付金	△1,300	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金
4,721			
△2,304	3 職 員 手 当 等	△1,678	
13,317			
△43,683	2 給 料	△21,497	
	3 職 員 手 当 等	△15,886	
	4 共 済 費	△6,300	
368	2 給 料	△10	
	3 職 員 手 当 等	△158	
△39,082	18 負担金、補助及び 交付金	△33,921	特定教育・保育施設等運営助成金
△33,289	2 給 料	△10,805	
	3 職 員 手 当 等	△14,009	
	4 共 済 費	△4,500	
	8 旅 費	△3,000	費用弁償
△70,148	19 扶 助 費	△228,164	施設等利用費
21,500			
△4,863	12 委 託 料	△1,864	解体撤去工事監理業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△36,499	
10,315	24 積 立 金	10,355	積立金
△1,243,012			

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 生活保護総務費	486,840	284,827	771,667	△808		
2 扶 助 費	10,542,555	△234,006	10,308,549	△445,375		
計	11,029,395	50,821	11,080,216	△446,183		

(項) 4 災害救助費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 災害救助資金 貸付基金繰出 金	—	1,890	1,890			
計	1,330	1,890	3,220			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
285,635	2 給 料	△20,619	
	3 職 員 手 当 等	△9,612	
	4 共 済 費	△3,600	
	8 旅 費	△311	普通旅費
	22 償還金、利子及び 割引料	318,969	過年度国庫支出金返還金
211,369	19 扶 助 費	△234,006	生活扶助費 △68,747
			住宅扶助費 △1,998
			教育扶助費 △7,123
			医療扶助費 △88,312
			介護扶助費 △51,843
			出産扶助費 163
			生業扶助費 2,788
			葬祭扶助費 11,771
			施設事務費 △26,560
			委託事務費 △1,947
			就労自立給付金 △1,698
			進学準備給付金 △500
497,004			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
1,890	27 繰 出 金	1,890	繰出金
1,890			

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費
 ~ (款) 3 民生費 (項) 4 災害救助費

(項) 5 国民年金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 国民年金費	69,673	△9,278	60,395	△8,461		
計	69,673	△9,278	60,395	△8,461		

(項) 6 国民健康保険費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 国民健康保険 特別会計繰出 金	2,967,427	49,928	3,017,355	51,835		
計	2,967,427	49,928	3,017,355	51,835		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 保健衛生総務 費	3,930,655	△203,385	3,727,270	70,027		△57

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△817	2 給 料	△4,709	
	3 職 員 手 当 等	△3,169	
	4 共 済 費	△1,400	
△817			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△1,907	27 繰 出 金	49,928	繰出金
△1,907			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△273,355	1 報 酬	△514	医療審議会委員報酬、会計年度任用職員報酬ほか
	2 給 料	△93,263	
	3 職 員 手 当 等	△84,857	
	4 共 済 費	△32,218	

(款) 3 民生費 (項) 5 国民年金費
 ~ (款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
4 やすらぎ苑費	141,597	—	141,597			19,212
5 公害健康被害 補償費	319,627	△59,004	260,623	△1,738		△52,533
6 公害保健福祉 事業費	1,505	△79	1,426			
7 環 境 保 全 費	112,511	△49,115	63,396	△1,237		△57,044
8 休日急病診療 所費	122,212	—	122,212			4,030
9 保健センター 費	56,133	△1,037	55,096			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	7 報 償 費	△365	地域医療推進懇談会委員謝礼金ほか
	8 旅 費	△235	普通旅費 △154 特別旅費 △81
	11 役 務 費	△669	通信運搬費 △507 手数料 △160 保険料 △2
	12 委 託 料	△3,098	健都ポータルサイト改修業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△224	電子複写機借上料ほか
	18 負担金、補助及び交付金	△157	近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会負担金ほか
	22 償還金、利子及び割引料	12,215	過年度国庫支出金返還金
△19,212			
△4,733	1 報 酬	△369	公害健康被害認定審査会委員報酬ほか
	2 給 料	△2,690	
	3 職 員 手 当 等	△1,343	
	4 共 済 費	△700	
	12 委 託 料	△667	医学的検査業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△702	電子複写機借上料ほか
	19 扶 助 費	△52,533	公害健康被害補償給付費
△79	1 報 酬	△75	会計年度任用職員報酬
	8 旅 費	△4	費用弁償
9,166	1 報 酬	△233	環境審議会委員報酬、環境影響評価審議会委員報酬
	12 委 託 料	△28,332	市有施設のLED化に係る照明調査業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△20,550	
△4,030			
△1,037	16 公有財産購入費	△1,037	千里ニュータウンプラザ内の保健センター南千里分館及び口腔ケア

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
10 保 健 事 業 費	620,655	△4,700	615,955	△2,426		△900
11 公 害 対 策 費	93,653	△1,881	91,772	△71		
12 母子保健事業 費	1,314,845	—	1,314,845	△6,892		
14 予 防 費	6,273,896	△503,245	5,770,651	△201,945		
15 産業廃棄物対 策費	12,605	△1	12,604			
16 生 活 衛 生 費	22,532	△1,529	21,003			
17 環境まちづく り基金積立金	—	677	677			639
計	13,034,839	△823,299	12,211,540	△144,282		△86,653

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			センターに係るサービス購入料（設計・建築）
△1,374	1 報 酬	△229	調査員報酬
	3 職 員 手 当 等	△140	
	7 報 償 費	△104	講師謝礼金ほか
	8 旅 費	△274	普通旅費 △134 特別旅費 △140
	12 委 託 料	△3,448	各種検診業務委託料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△505	禁煙外来治療費助成金ほか
△1,810	7 報 償 費	△96	土壌・地下水汚染浄化対策等専門 家会議委員謝礼金
	12 委 託 料	△750	環境監視業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△398	
	17 備 品 購 入 費	△637	微小粒子状物質計購入費ほか
6,892			
△301,300	7 報 償 費	△192,564	新型コロナウイルスワクチン接種 医師謝礼金ほか
	12 委 託 料	△310,681	新型コロナウイルス感染症検査業 務委託料ほか
△1	4 共 済 費	△1	
△1,529	8 旅 費	△259	特別旅費
	11 役 務 費	△953	手数料
	12 委 託 料	△317	水質検査業務委託料
38	24 積 立 金	677	積立金
△592,364			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 清 掃 総 務 費	680,458	△12,461	667,997	△13		
2 塵 芥 処 理 費	2,052,601	△5,641	2,046,960			
3 し 尿 処 理 費	51,574	△2,070	49,504			
4 塵芥焼却処理 費	2,080,836	△7,697	2,073,139			
5 破碎選別処理 費	593,216	△22,820	570,396		△3,400	
6 資源リサイク ルセンター費	56,498	—	56,498			249
7 廃棄物処理施 設整備費積立 金	45	600,253	600,298			253
8 廃棄物処理施 設整備費	841,907	△4,499	837,408		△3,300	△90,000
計	6,357,135	545,065	6,902,200	△13	△6,700	△89,498

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△12,448	2 給 料	△4,473	
	3 職 員 手 当 等	△5,487	
	4 共 済 費	△440	
	7 報 償 費	△1,083	再生資源集団回収報償金
	12 委 託 料	△858	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備 事業委託料
	13 使用料及び賃借料	△120	バス借上料
△5,641	1 報 酬	△1,900	会計年度任用職員報酬
	8 旅 費	△400	費用弁償
	11 役 務 費	△187	保険料
	12 委 託 料	△1,278	事業課庁舎駐車場棟及び洗車場棟 耐震診断他業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△1,876	塵芥収集車借上料ほか
△2,070	11 役 務 費	△10	保険料
	14 工 事 請 負 費	△2,060	
△7,697	2 給 料	△3,005	
	3 職 員 手 当 等	△3,742	
	4 共 済 費	△950	
△19,420	2 給 料	△7,904	
	3 職 員 手 当 等	△6,614	
	4 共 済 費	△2,800	
	12 委 託 料	△5,502	施設管理業務委託料ほか
△249			
600,000	24 積 立 金	600,253	積立金
88,801	14 工 事 請 負 費	△4,499	
641,276			

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費

(項) 3 上水道費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 上 水 道 費	—	8,296	8,296			
計	—	8,296	8,296			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 労 働 諸 費	77,783	△3,461	74,322			
2 勤労者会館費	114,481	△135	114,346			△4,682
3 勤労者福祉共 済特別会計繰 出金	9,023	△2,888	6,135			
計	201,287	△6,484	194,803			△4,682

(款) 6 農業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 農業委員会費	45,249	△2,865	42,384			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
8,296	18 負担金、補助及び 交付金	8,296	水道事業会計負担金
8,296			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△3,461	2 給 料	△1,418	
	3 職 員 手 当 等	△1,193	
	4 共 済 費	△700	
	7 報 償 費	△150	就労体験謝礼金ほか
4,547	11 役 務 費	△135	通信運搬費
△2,888	27 繰 出 金	△2,888	繰出金
△1,802			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△2,865	1 報 酬	△542	委員報酬
	2 給 料	△754	

(款) 4 衛生費 (項) 3 上水道費 ～ (款) 6 農業費 (項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 農 業 総 務 費	23,398	△472	22,926			
3 農 業 振 興 費	4,520	△210	4,310			
計	73,507	△3,547	69,960			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 商 工 総 務 費	127,394	△10,878	116,516			
2 商 工 振 興 費	2,827,281	△11,631	2,815,650	1,125,369		△232
計	2,954,681	△22,509	2,932,172	1,125,369		△232

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	3 職 員 手 当 等	△1,339	
	4 共 済 費	△230	
△472	2 給 料	△16	
	3 職 員 手 当 等	△456	
△210	18 負担金、補助及び 交付金	△210	市民農園整備運営事業補助金ほか
△3,547			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△10,878	2 給 料	△4,906	
	3 職 員 手 当 等	△3,572	
	4 共 済 費	△2,400	
△1,136,768	7 報 償 費	△135	商工業振興対策協議会委員謝礼金
	10 需 用 費	△505	印刷製本費
	12 委 託 料	△22	商業相談業務委託料
	18 負担金、補助及び 交付金	△10,969	商店街等魅力向上促進事業補助金 △8,400 商工業団体事業活動促進補助金 △2,337 アーケード改築負担金 △232
△1,147,646			

(款) 6 農業費 (項) 1 農業費 ～ (款) 7 商工費 (項) 1 商工費

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 土 木 総 務 費	1,165,331	△45,243	1,120,088			△705
2 建 築 指 導 費	8,831	△36	8,795			
3 開 発 指 導 費	256,141	△28,171	227,970			
4 北部消防庁舎 等複合施設建設費	217,754	△1,824	215,930		△1,900	
計	1,648,057	△75,274	1,572,783		△1,900	△705

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 道路橋梁総務 費	144,598	△31,704	112,894	△5,175		
2 道 路 維 持 費	560,460	△23,888	536,572	3,798		357

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△44,538	2 給 料	△24,299	
	3 職 員 手 当 等	△14,444	
	4 共 済 費	△6,500	
△36	8 旅 費	△36	費用弁償
△28,171	2 給 料	△13,752	
	3 職 員 手 当 等	△8,948	
	4 共 済 費	△5,400	
	8 旅 費	△61	費用弁償 △2 特別旅費 △59
	18 負担金、補助及び 交付金	△10	全国建築審査会長会議出席負担金
76	14 工 事 請 負 費	△1,814	
	18 負担金、補助及び 交付金	△10	電気事業者工事負担金
△72,669			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△26,529	12 委 託 料	△10,234	地籍調査業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△90	道路用地借上料
	14 工 事 請 負 費	△21,380	
△28,043	11 役 務 費	△714	保険料
	12 委 託 料	△18,503	道路施設定期点検業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△3,271	
	21 補償、補填及び賠 償金	△1,400	支障物件移設補償費

(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費
 ~ (款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
3 道路新設改良費	1,222,280	△304,224	918,056	△21,898	△507,700	△280
4 交通対策費	246,584	△18,597	227,987	△4,487		
6 橋梁新設改良費	167,540	△62,465	105,075	944	△81,600	△6,933
計	2,399,262	△440,878	1,958,384	△26,818	△589,300	△6,856

(項) 3 水路費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 水路総務費	95,003	△13,485	81,518			4
2 水路維持費	41,857	△41	41,816			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
225,654	12 委 託 料	△131	調査・測量業務委託料
	14 工 事 請 負 費	△160,030	
	16 公 有 財 産 購 入 費	△144,063	道路改良用地購入費
△14,110	7 報 償 費	△32	バリアフリー懇談会委員謝礼金
	14 工 事 請 負 費	△4,487	
	18 負担金、補助及び 交付金	△14,078	江坂駅北エレベータ設置歩道拡幅 工事負担金、江坂駅北エレベータ 設置補助金ほか
25,124	11 役 務 費	△178	手数料
	12 委 託 料	△23,308	橋梁補修工事設計業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△18,807	
	16 公 有 財 産 購 入 費	△6,934	用地購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	△13,238	橋梁補修工事負担金
182,096			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△13,489	2 給 料	△5,620	
	3 職 員 手 当 等	△5,046	
	4 共 済 費	△2,700	
	12 委 託 料	△94	糸田川河川清掃業務委託料
	18 負担金、補助及び 交付金	△25	淀川右岸治水促進期成同盟負担金
△41	12 委 託 料	△41	ゲート等電気設備点検業務委託料 ほか

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費
 ~ (款) 8 土木費 (項) 3 水路費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
3 水路新設改良費	84,697	△24,960	59,737			
計	221,557	△38,486	183,071			4

(項) 4 土木整備費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 受託工事費	16,079	△15,639	440			△14,600
計	160,308	△15,639	144,669			△14,600

(項) 5 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 都市計画総務費	452,284	△8,026	444,258	48		

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△24,960	10 需 用 費	△7	消耗品費
	12 委 託 料	△4,947	水路工事設計業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△10,006	
	21 補償、補填及び賠償金	△10,000	支障物件移設補償費ほか
△38,490			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△1,039	14 工 事 請 負 費	△14,600	
	22 償還金、利子及び割引料	△1,039	受託復旧工事過年度還付金
△1,039			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△8,074	1 報 酬	△79	都市計画審議会委員報酬、景観まちづくり審議会委員報酬
	2 給 料	△4,260	
	3 職 員 手 当 等	△422	

(款) 8 土木費 (項) 3 水路費
 ~ (款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 公 園 整 備 費	1,273,555	△12,013	1,261,542	△17,980	△14,300	
3 都市計画道路 維持管理費	13,488	△9,757	3,731			
4 自転車駐車場 費	519,835	△26,449	493,386			△40,223
5 緑 化 推 進 費	4,141	△775	3,366			
6 緑 化 維 持 費	311,031	△250	310,781			△193

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	4 共 済 費	△300	
	7 報 償 費	△391	まちづくり活動支援アドバイザー 派遣謝礼金ほか
	8 旅 費	△424	費用弁償 △94 普通旅費 △105 特別旅費 △225
	10 需 用 費	△168	印刷製本費
	11 役 務 費	△293	手数料 △1 筆耕翻訳料 △292
	12 委 託 料	△1,122	景観まちづくり賞受賞作品紹介冊 子作成業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△198	電子複写機借上料
	17 備 品 購 入 費	△109	電算機器購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	△260	景観まちづくり活動事業補助金ほ か
20,267	1 報 酬	△2,768	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	△562	
	14 工 事 請 負 費	△8,683	
△9,757	10 需 用 費	△70	消耗品費
	11 役 務 費	△1,678	手数料
	12 委 託 料	△5,038	除草業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△2,971	
13,774	10 需 用 費	△3,000	印刷製本費
	11 役 務 費	△24	手数料 △5 保険料 △19
	12 委 託 料	△737	自転車駐車場管理運営業務委託料 ほか
	14 工 事 請 負 費	△21,953	
	16 公 有 財 産 購 入 費	△735	千里ニュータウンプラザ内の自転 車駐車場に係るサービス購入料 (設 計・建設)
△775	12 委 託 料	△775	千里の竹あかり撮影及び映像制作 業務委託料
△57	11 役 務 費	△250	手数料

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
11 下 水 道 費	2,950,868	△67,840	2,883,028			
12 千里丘朝日が丘線道路新設費	80,950	△42,325	38,625			10,000
13 佐井寺西土地 区画整理費	2,599,114	△688,754	1,910,360	△192,678	△239,500	780,007
14 上の川周辺整備費	843,097	△132,853	710,244	△50	△109,700	△11,006
15 公共用地先行 取得特別会計 繰出金	2,071,300	—	2,071,300			△622,200
16 都市計画施設 整備費積立金	—	182,520	182,520			
17 緑化事業費積 立金	—	21	21			
計	11,371,314	△806,501	10,564,813	△210,660	△363,500	116,385

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△67,840	18 負担金、補助及び 交付金	△67,840	下水道事業会計負担金
△52,325	8 旅 費	△67	特別旅費
	10 需 用 費	△223	消耗品費 △198 印刷製本費 △25
	12 委 託 料	△36,535	用地補償総合技術業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△5,500	
△1,036,583	2 給 料	△203	
	3 職 員 手 当 等	△464	
	8 旅 費	△744	特別旅費
	10 需 用 費	△1,124	印刷製本費
	12 委 託 料	△124,089	物件調査業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△46,744	
	16 公 有 財 産 購 入 費	△32,900	用地購入費
	21 補償、補填及び賠 償金	△482,486	物件移転補償費
△12,097	8 旅 費	△16	特別旅費
	12 委 託 料	△13,508	上の川上面整備詳細設計業務委託 料ほか
	14 工 事 請 負 費	△84,378	
	18 負担金、補助及び 交付金	△34,951	上の川基盤整備工事負担金
622,200			
182,520	24 積 立 金	182,520	積立金
21	24 積 立 金	21	積立金
△348,726			

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費

(項) 6 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 住 宅 管 理 費	383,213	△42,618	340,595	△2,759	△1,900	△1,878
2 借上型住宅費	127,010	△2,238	124,772	△1,129		
3 住 宅 建 設 費	444,320	△16,754	427,566	△1,075	△3,600	
4 市営住宅整備 費積立金	—	404,381	404,381			
計	954,543	342,771	1,297,314	△4,963	△5,500	△1,878

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 常 備 消 防 費	3,808,383	△29,067	3,779,316	△49	4,900	△2,855

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△36,081	2 給 料	△10,159	
	3 職 員 手 当 等	△8,876	
	4 共 済 費	△3,307	
	7 報 償 費	△70	マンション管理相談員謝礼金、マ ンション管理基礎セミナー講師謝 礼金
	8 旅 費	△39	普通旅費
	10 需 用 費	△11	印刷製本費
	11 役 務 費	△862	通信運搬費 △20 手数料 △842
	12 委 託 料	△19,257	特定空家等撤去業務委託料、空家 等実態調査業務委託料ほか
	17 備 品 購 入 費	△37	シュレッダー購入費ほか
△1,109	11 役 務 費	△2,238	手数料
△12,079	14 工 事 請 負 費	△12,176	
	16 公 有 財 産 購 入 費	△291	(仮称) 岸部中住宅統合建替費
	21 補償、補填及び賠 償金	△4,287	移転補償費
404,381	24 積 立 金	404,381	積立金
355,112			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△31,063	1 報 酬	△33	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△5,055	
	4 共 済 費	△3,506	

(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費 ~ (款) 9 消防費 (項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 非常備消防費	65,187	—	65,187			△474
3 消防器材整備費	184,178	—	184,178		△25,000	
4 災 害 対 策 費	612,743	△100,562	512,181	△45,011	△47,200	
5 北部消防庁舎等複合施設建設費	629,742	△5,277	624,465		△5,300	
計	5,300,233	△134,906	5,165,327	△45,060	△72,600	△3,329

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 教育委員会費	1,480,445	△22,706	1,457,739			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	8 旅 費	△49	特別旅費
	11 役 務 費	△1,057	保険料
	12 委 託 料	△8,857	調査・測量業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△9,925	
	17 備 品 購 入 費	△556	災害対応ドローン購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	△29	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金
474			
25,000			
△8,351	12 委 託 料	△5,126	大規模盛土変動予測調査業務委託 料
	14 工 事 請 負 費	△28,538	
	15 原 材 料 費	△300	水防緊急資機材費
	17 備 品 購 入 費	△2	可搬式小型動力ポンプ購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	△66,596	既存民間建築物耐震化補助金ほか
23	13 使用料及び賃借料	△9	資産管理ソフト使用料
	14 工 事 請 負 費	△5,242	
	18 負担金、補助及び 交付金	△26	電気事業者工事負担金
△13,917			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△22,706	1 報 酬	△1,680	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△674	

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費
 ~ (款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 教育センター 費	1,528,372	△22,494	1,505,878	△2,801		
3 教 育 指 導 費	904,566	△204,768	699,798			
5 学 習 支 援 費	24,576	△2,500	22,076			
6 北部消防庁舎 等複合施設建 設費	362,921	—	362,921		△3,000	
計	4,303,883	△252,468	4,051,415	△2,801	△3,000	

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	3 職 員 手 当 等	△3,114	
	4 共 済 費	△7,020	
	8 旅 費	△110	費用弁償
	12 委 託 料	△10,057	学校規模適正化支援業務委託料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△51	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金
△19,693	2 給 料	△1,957	
	3 職 員 手 当 等	△1,684	
	12 委 託 料	△18,028	G I G Aスクールネットワーク構 築・運用保守業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△817	情報教育用電算機器等借上料ほか
	17 備 品 購 入 費	△8	教育相談用備品購入費
△204,768	1 報 酬	△35,161	第三者調査委員会委員報酬 △1,472 会計年度任用職員報酬 △33,689
	3 職 員 手 当 等	△3,909	
	7 報 償 費	△150	講師謝礼金ほか
	8 旅 費	△1,442	費用弁償 △1,332 普通旅費 △110
	11 役 務 費	△37	保険料
	12 委 託 料	△3,458	旧通学路地下道埋戻し工事実施設 計業務委託料
	17 備 品 購 入 費	△1,573	階段昇降機購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	△158,938	修学旅行等感染防止策等補助金
	19 扶 助 費	△100	民族学校就学援助費
△2,500	18 負担金、補助及び 交付金	△2,500	高等学校等学習支援金
3,000			
△246,667			

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 小学校管理運営費	2,186,748	△154,238	2,032,510	△3,996		
2 小学校改修費	399,107	3,189,330	3,588,437	451,823	2,324,400	360,000
計	2,585,855	3,035,092	5,620,947	447,827	2,324,400	360,000

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 中学校管理運営費	1,003,832	△48,935	954,897	△1,998		
2 中学校改修費	147,248	1,727,208	1,874,456	233,816	1,322,800	160,000

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△150,242	3 職 員 手 当 等	△295	
	7 報 償 費	△100	水泳安全指導員謝礼金
	8 旅 費	△124	特別旅費
	11 役 務 費	△9,116	通信運搬費
	12 委 託 料	△4,181	特別教室LANポート設置業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△10,422	情報教育用電算機器等借上料ほか
	19 扶 助 費	△130,000	就学援助費、特別支援教育就学奨励費
53,107	12 委 託 料	64,928	校舎大規模改造工事監理業務委託料、屋内運動場大規模改造工事監理業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	3,124,402	校舎大規模改造工事費、屋内運動場大規模改造工事費ほか
△97,135			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△46,937	3 職 員 手 当 等	△98	
	11 役 務 費	△2,215	通信運搬費
	12 委 託 料	△7,067	施設管理業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△4,450	情報教育用電算機器等借上料ほか
	14 工 事 請 負 費	△12,105	
	19 扶 助 費	△23,000	就学援助費・特別支援教室就学奨励費
10,592	12 委 託 料	25,645	校舎大規模改造工事監理業務委託料、屋内運動場大規模改造工事監

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費
 ~ (款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
計	1,151,080	1,678,273	2,829,353	231,818	1,322,800	160,000

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 幼 稚 園 費	1,115,823	△76,523	1,039,300	△1,502		3,778
計	1,115,823	△76,523	1,039,300	△1,502		3,778

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			理業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	1,701,563	校舎大規模改造工事費、屋内運動 場大規模改造工事費ほか
△36,345			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△78,799	2 給 料	△17,456	
	3 職 員 手 当 等	△28,099	
	4 共 済 費	△7,800	
	8 旅 費	△7,410	費用弁償 △7,000 普通旅費 △410
	14 工 事 請 負 費	△5,688	
	17 備 品 購 入 費	△10,000	園務用備品購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	△70	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金
△78,799			

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費
 ~ (款) 10 教育費 (項) 4 幼稚園費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 社会教育総務費	416,720	△20,586	396,134			
3 公 民 館 費	275,454	△11,125	264,329			△420
4 図 書 館 費	1,456,725	△37,658	1,419,067			
5 自然体験交流センター費	113,611	△6,840	106,771			△4,165
6 青少年クリエイティブセンター費	156,457	△11,953	144,504			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△20,586	1 報 酬	△118	社会教育委員報酬
	2 給 料	△8,699	
	3 職 員 手 当 等	△9,369	
	4 共 済 費	△2,400	
△10,705	1 報 酬	△4,474	会計年度任用職員報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	△302	
	7 報 償 費	△4,400	講師謝礼金
	16 公 有 財 産 購 入 費	△799	千里ニュータウンプラザ内の南千里地区公民館に係るサービス購入料（設計・建設）
	18 負担金、補助及び交付金	△1,150	地区公民館文化祭補助金
△37,658	1 報 酬	△8,966	会計年度任用職員報酬ほか
	2 給 料	△8,519	
	3 職 員 手 当 等	△8,122	
	4 共 済 費	△5,891	
	7 報 償 費	△400	ボランティア謝礼金ほか
	8 旅 費	△300	費用弁償
	12 委 託 料	△5,236	空調改修工事設計業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△14	資料目録データ使用料ほか
	18 負担金、補助及び交付金	△210	特定退職金共済・勤労者福祉共済負担金
△2,675	14 工 事 請 負 費	△6,840	
△11,953	2 給 料	△2,768	
	3 職 員 手 当 等	△4,308	
	4 共 済 費	△1,800	
	7 報 償 費	△771	講師謝礼金
	8 旅 費	△158	費用弁償 △100 特別旅費 △58
	10 需 用 費	△13	印刷製本費
	11 役 務 費	△23	保険料
	12 委 託 料	△180	青少年交流フェスティバルイベント業務委託料

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
7 文化財保護費	404,944	△62,927	342,017	△21,840	△8,700	21
8 博 物 館 費	175,198	△4,167	171,031			
9 生 涯 学 習 費	9,956	△1,070	8,886			
10 青少年活動サ ポートプラザ 費	149,879	△2,612	147,267	△1,825		
11 北千里小学校 跡地複合施設 建設費	1,102,533	—	1,102,533		△40,000	△79,000
13 吹三地区公民 館整備費	39,416	△292	39,124		△10,100	
15 旧西尾家住宅 大規模修繕基 金積立金	—	403	403			227
計	4,549,015	△158,827	4,390,188	△23,665	△58,800	△83,337

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 保健体育総務 費	705,261	△31,521	673,740			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	14 工 事 請 負 費	△1,932	
△32,408	2 給 料	△11,637	
	3 職 員 手 当 等	△10,678	
	4 共 済 費	△4,700	
	12 委 託 料	△10,000	旧西尾家住宅所蔵資料運搬・保管 業務委託料
	14 工 事 請 負 費	△25,912	
△4,167	14 工 事 請 負 費	△4,167	
△1,070	10 需 用 費	△500	印刷製本費
	12 委 託 料	△570	家庭教育学級運営業務委託料
△787	1 報 酬	△2,612	特別職非常勤職員報酬ほか
119,000			
9,808	11 役 務 費	△292	通信運搬費
176	24 積 立 金	403	積立金
6,975			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△31,521	2 給 料	△17,992	
	3 職 員 手 当 等	△10,229	

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費
 ~ (款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 学校保健体育費	247,655	△12,602	235,053			
3 学校給食費	1,771,564	△18,112	1,753,452	△99,728	28,100	80,000
計	2,724,480	△62,235	2,662,245	△99,728	28,100	80,000

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 利 子	358,191	△55,098	303,093			
計	6,576,480	△55,098	6,521,382			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	4 共 済 費	△3,300	
△12,602	1 報 酬	△4,600	学校医報酬ほか
	7 報 償 費	△1,072	看護師謝礼金ほか
	10 需 用 費	△3,000	消耗品費
	12 委 託 料	△1,800	児童生徒心臓検診業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△1,000	交通機関利用料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△730	独立行政法人日本スポーツ振興セ ンター掛金
	19 扶 助 費	△400	要保護及び準要保護児童生徒医療 費援助
△26,484	1 報 酬	△11,128	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	△3,250	
	4 共 済 費	△5,891	
	11 役 務 費	△2	手数料
	12 委 託 料	△6,349	中学校給食全員喫食導入調査業務 委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△321	調理用白衣リース料
	14 工 事 請 負 費	34,549	小学校給食調理室改修工事費ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△25,720	小学校給食費補助金ほか
△70,607			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△55,098	22 償還金、利子及び 割引料	△55,098	市債利子
△55,098			

(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費
 ~ (款) 11 公債費 (項) 1 公債費

(款) 12 諸支出金

(項) 1 公共施設等整備積立基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 公共施設等整備費積立金	31,226	△16,333	14,893			2
計	31,226	△16,333	14,893			2

歳 出 合 計	161,766,239	1,997,371	163,763,610	1,109,238	2,231,500	294,891
---------	-------------	-----------	-------------	-----------	-----------	---------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	24 積 立 金	△16,333	積立金
△16,335			
△16,335			

△1,638,258			
------------	--	--	--

(款) 12 諸支出金 (項) 1 公共施設等整備積立基金費

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)
補 正 後	長 等	5		51,240	(4.35月) 24,104
	議 員	35	278,769		(4.35月) 116,907
	その他の 特 別 職	2,758	283,698		
	計	2,798	562,467	51,240	141,011
補 正 前	長 等	5		51,240	(4.35月) 24,104
	議 員	36	282,480		(4.35月) 116,907
	その他の 特 別 職	2,918	301,608		
	計	2,959	584,088	51,240	141,011
比 較	長 等				
	議 員	△ 1	△ 3,711		
	その他の 特 別 職	△ 160	△ 17,910		
	計	△ 161	△ 21,621		

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
6,150		81,494	12,682	94,176	
		395,676	86,713	482,389	
		283,698		283,698	
6,150		760,868	99,395	860,263	
6,150		81,494	12,682	94,176	
		399,387	86,713	486,100	
		301,608		301,608	
6,150		782,489	99,395	881,884	
		△ 3,711		△ 3,711	
		△ 17,910		△ 17,910	
		△ 21,621		△ 21,621	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	2,964(2,205)	2,577,773	10,205,110	9,473,612
補 正 前	2,991(2,241)	2,700,888	10,757,013	10,088,983
比 較	△27(△36)	△ 123,115	△ 551,903	△ 615,371
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	266,459	1,300,226	219,431
	補 正 前	290,482	1,380,625	227,255
	比 較	△ 24,023	△ 80,399	△ 7,824
	区 分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当
	補 正 後	128,053	417,747	2,750,312
	補 正 前	131,449	436,812	2,933,866
	比 較	△ 3,396	△ 19,065	△ 183,554

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
計 (千円)				
22,256,495	4,319,132	26,575,627		
23,546,884	4,536,301	28,083,185		
△ 1,290,389	△ 217,169	△ 1,507,558		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	単身赴任手当	夜間勤務手当
257,003	92,294	626,533	1,296	9,880
271,256	100,914	638,262	1,296	9,880
△ 14,253	△ 8,620	△ 11,729	0	0
勤勉手当	退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当
1,843,503	1,386,248	164,474	4,155	5,998
1,962,198	1,510,627	169,765	18,298	5,998
△ 118,695	△ 124,379	△ 5,291	△ 14,143	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	2,565(18)		9,374,233	8,669,616
補 正 前	2,589(20)		9,913,133	9,218,535
比 較	△24(△2)		△ 538,900	△ 548,919
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	266,459	1,203,248	219,431
	補 正 前	290,482	1,279,316	227,255
	比 較	△ 24,023	△ 76,068	△ 7,824
	区 分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当
	補 正 後	127,823	417,747	2,103,533
	補 正 前	131,219	436,812	2,244,274
	比 較	△ 3,396	△ 19,065	△ 140,741

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
計 (千円)				
18,043,849	3,706,640	21,750,489		
19,131,668	3,869,830	23,001,498		
△ 1,087,819	△ 163,190	△ 1,251,009		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	単身赴任手当	夜間勤務手当
223,979	91,591	617,325	1,296	9,880
230,247	100,211	618,471	1,296	9,880
△ 6,268	△ 8,620	△ 1,146	0	0
勤勉手当	退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当
1,843,503	1,372,844	160,804	4,155	5,998
1,962,198	1,497,223	165,355	18,298	5,998
△ 118,695	△ 124,379	△ 4,551	△ 14,143	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	399(2,187)	2,577,773	830,877	803,996
補 正 前	402(2,221)	2,700,888	843,880	870,448
比 較	△3(△34)	△ 123,115	△ 13,003	△ 66,452
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補 正 後	96,978	33,024	703
	補 正 前	101,309	41,009	703
	比 較	△ 4,331	△ 7,985	0

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
計 (千円)				
4,212,646	612,492	4,825,138		
4,415,216	666,471	5,081,687		
△ 202,570	△ 53,979	△ 256,549		
時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	退職手当	児童手当
9,208	230	646,779	13,404	3,670
19,791	230	689,592	13,404	4,410
△ 10,583	0	△ 42,813	0	△ 740

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 551,903	その他の増減分	△ 551,903
職員手当等	△ 615,371	その他の増減分	△ 615,371

説 明	備 考
千円	
扶養手当 △ 24,023	
地域手当 △ 80,399	
住居手当 △ 7,824	
通勤手当 △ 14,253	
特殊勤務手当 △ 8,620	
時間外勤務手当 △ 11,729	
休日勤務手当 △ 3,396	
管理職手当 △ 19,065	
期末手当 △ 183,554	
勤勉手当 △ 118,695	
退職手当 △ 124,379	
児童手当 △ 5,291	
管理職員特別勤務手当 △ 14,143	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 538,900	その他の増減分	△ 538,900
職員手当等	△ 548,919	その他の増減分	△ 548,919

説 明	備 考
千円	
扶養手当 △ 24,023 地域手当 △ 76,068 住居手当 △ 7,824 通勤手当 △ 6,268 特殊勤務手当 △ 8,620 時間外勤務手当 △ 1,146 休日勤務手当 △ 3,396 管理職手当 △ 19,065 期末手当 △ 140,741 勤勉手当 △ 118,695 退職手当 △ 124,379 児童手当 △ 4,551 管理職員特別勤務手当 △ 14,143	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 13,003	その他の増減分	△ 13,003
職員手当等	△ 66,452	その他の増減分	△ 66,452

説 明	備 考
千円	
地域手当 △ 4,331 通勤手当 △ 7,985 時間外勤務手当 △ 10,583 期末手当 △ 42,813 児童手当 △ 740	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職	医 療 職 (1)
令和5年1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	312,446	541,550
	平 均 年 齢	41歳 9月	47歳 1月
令和4年11月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	306,908	537,050
	平 均 年 齢	41歳 7月	46歳 11月

備考 短時間勤務職員は除く。

イ 初任給

区 分		行 政 職 (円)	医 療 職 (1) (円)
吹 田 市	高 校 卒	158,900	
	大 学 卒	185,200	263,300
国	高 校 卒	154,600	
	大 学 卒	185,200	253,600

医 療 職 （ 2 ）	医 療 職 （ 3 ）	消 防 職	技 能 ・ 労 務 職
295,168	307,452	301,306	310,007
40歳 6月	41歳 6月	41歳 3月	50歳 8月
289,303	302,303	295,699	307,039
40歳 4月	41歳 4月	41歳 1月	50歳 6月

医 療 職 （ 2 ） （円）	医 療 職 （ 3 ） （円）	消 防 職 （円）	技 能 ・ 労 務 職 （円）
		169,800	158,900
185,200	191,700	185,200	
			151,900
191,500	216,000		

ウ 等級別職員数

区分	行 政 職			医 療 職 (1)			医 療 職 (2)		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 5年 1月 1日 現在	1等級	28	1.5	1等級	1	50.0	1等級		
	2等級	60	3.2	2等級	1	50.0	2等級		
	3等級	162	8.7	3等級			3等級	3	7.5
	4等級	267	14.3	4等級			4等級	4	10.0
	5等級	381	20.4	5等級			5等級	5	12.5
	6等級	469	25.1				6等級	16	40.0
	7等級	502	26.8				7等級	12	30.0
		(8)	(100.0)					(1)	(100.0)
	計	1,869	100.0		2	100.0		40	100.0
		(8)	(100.0)	計			計	(1)	(100.0)
令和 4年 1月 1日 現在	1等級	28	1.5	1等級	1	50.0	1等級		
	2等級	60	3.2	2等級	1	50.0	2等級		
	3等級	162	8.7	3等級			3等級	3	7.5
	4等級	268	14.3	4等級			4等級	4	10.0
	5等級	381	20.4	5等級			5等級	5	12.5
	6等級	471	25.2				6等級	16	40.0
	7等級	500	26.7				7等級	12	30.0
		(8)	(100.0)					(1)	(100.0)
	計	1,870	100.0		2	100.0		40	100.0
		(8)	(100.0)	計			計	(1)	(100.0)

備考 () 内は、短時間勤務職員を外書きしたもの。

医 療 職 (3)			消 防 職			技 能 ・ 労 務 職		
等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
1等級			1等級	2	0.6	1等級	22	10.5
2等級			2等級	8	2.3	2等級	152	72.8
3等級	4	4.3	3等級	25	7.0	3等級	35 (4)	16.7 (100.0)
4等級	11	11.7	4等級	40	11.3			
5等級	20	21.3	5等級	67	18.9			
6等級	37	39.4	6等級	121	34.0			
7等級	22	23.3	7等級	92 (5)	25.9 (100.0)			
計	94	100.0	計	355 (5)	100.0 (100.0)	計	209 (4)	100.0 (100.0)
1等級			1等級	2	0.6	1等級	22	10.5
2等級			2等級	8	2.2	2等級	152	72.7
3等級	4	4.2	3等級	25	7.0	3等級	35 (4)	16.8 (100.0)
4等級	11	11.6	4等級	40	11.2			
5等級	20	21.0	5等級	68	19.1			
6等級	38	40.0	6等級	121	34.1			
7等級	22	23.2	7等級	92 (5)	25.8 (100.0)			
計	95	100.0	計	356 (5)	100.0 (100.0)	計	209 (4)	100.0 (100.0)

(等級別の標準的な職務内容)

区 分	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
行 政 職	部 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
医 療 職 (1)	部 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
医 療 職 (2)	部 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
医 療 職 (3)	部 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
消 防 職	消 防 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
技 能・労 務 職	総 括 主 任	主 任	一 般 職	

エ 昇給

区 分		合 計	行政職	医療職 (1)
令和5年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	2443	1793	2
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2063	1515	1
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)		
		2号給(人)	18	17
		3号給(人)	108	87
		4号給(人)	1937	1411
	比 率 (B) / (A) (%)	84.4	84.5	50.0
令和4年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	2446	1782	2
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2080	1514	1
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)		
		2号給(人)	26	24
		3号給(人)	162	128
		4号給(人)	1892	1362
	比 率 (B) / (A) (%)	85.0	85.0	50.0

備考 再任用職員は除く。

5 等 級	6 等 級	7 等 級
主 查	主 任	一 般 職
主 查		
主 查	主 任	一 般 職
主 查	主 任	一 般 職
係 長	主 任	一 般 職

医療職 (2)	医療職 (3)	消防職	技能・労務職
40	92	328	188
32	76	292	147
	1		
5	3	6	7
27	72	286	140
80	82.6	89	78.2
39	97	334	192
27	84	300	154
		1	1
4	13	13	4
23	71	286	149
69.2	86.6	89.8	80.2

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有 (無)	
補 正 前	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有	

備考 () 内は、再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域		東京都特別区
支 給 率 (%)	12	16	20
支給対象職員数 (人)	2576	2	5
国の指定基準に 基づく 支給率 (%)	12	16	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職	技能・労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.8	0.1	1.0
支給対象職員の比率(%) (令和5年1月1日現在)	17.7	5.2	27.2
代表的な特殊勤務手当 の名称	・市税等徴収業務特殊勤務手当 ・現場作業特殊勤務手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度 との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	・配偶者（課長級以下） 6,500 円 〃 （次長級） 3,500 円 ・子1人につき 10,000 円 ・子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （課長級以下） 子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 （次長級） ・満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子1人につき 5,000円を 加算
住居手当	異	・家賃負担者 月額27,000円以下の家賃の者 月額に応じ11,000円を限度に支給 月額27,000円を超える家賃の者 月額に応じ28,000円を限度に支給 ※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は 上記算出額に5,000円を加算
通勤手当	同	・交通機関等利用者 運賃額に応じ月額55,000円を限度に 6か月ごとに支給 ・交通用具利用者 使用距離に応じ月額31,600円を限度 に6か月ごとに支給

議案第 3 4 号

令和 4 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度吹田市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 6 , 8 1 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4 , 9 1 3 , 3 9 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		7,038,852	△47,364	6,991,488
	1 国民健康保険料	7,038,852	△47,364	6,991,488
4 国庫支出金		26,450	△26,449	1
	1 国庫補助金	26,450	△26,449	1
5 府支出金		24,874,855	△22,934	24,851,921
	1 府補助金	24,874,855	△22,934	24,851,921
6 繰入金		2,967,427	49,928	3,017,355
	1 一般会計繰入金	2,967,427	49,928	3,017,355
歳入合計		34,960,212	△46,819	34,913,393

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		538,593	8,181	546,774
	1 総務管理費	341,089	8,181	349,270
5 保健事業費		361,502	△55,000	306,502
	1 特定健康診査等事業費	335,176	△55,000	280,176
歳出合計		34,960,212	△46,819	34,913,393

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	7,038,352	△ 47,364	6,990,988
計	7,038,852	△ 47,364	6,991,488

(款) 4 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 災害臨時特例補助金	26,450	△ 26,449	1
計	26,450	△ 26,449	1

(款) 5 府支出金

(項) 1 府補助金

1 保険給付費等交付金	24,839,355	△ 22,934	24,816,421
計	24,874,855	△ 22,934	24,851,921

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	868,934	△ 30,999	837,935
2 保険基盤安定繰入金	2,084,000	80,123	2,164,123
3 未就学児均等割保険料繰入金	14,493	804	15,297
計	2,967,427	49,928	3,017,355

歳 入 合 計	34,960,212	△ 46,819	34,913,393
---------	------------	----------	------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 医療給付費分現年分	△ 41,929	
2 後期高齢者支援金分 現年分	1,418	
3 介護納付金分現年分	△ 6,853	

1 災害臨時特例補助金	△ 26,449	

1 普通交付金	△ 97,167	
2 特別交付金	74,233	

1 一般会計繰入金	△ 30,999	
1 保険基盤安定繰入金	80,123	
1 未就学児均等割保険 料繰入金	804	

--	--	--

(款) 1 国民健康保険料 (項) 1 国民健康保険料
～ (款) 6 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

(5)

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 一 般 管 理 費	335,113	8,181	343,294	5,617		2,564
計	341,089	8,181	349,270	5,617		2,564

(款) 5 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 特定健康診査等事業費	335,176	△55,000	280,176	△55,000		
計	335,176	△55,000	280,176	△55,000		

歳 出 合 計	34,960,212	△46,819	34,913,393	△49,383		2,564
---------	------------	---------	------------	---------	--	-------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	2 給 料	△4,589	
	3 職 員 手 当 等	13,670	
	4 共 済 費	△900	

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	12 委 託 料	△55,000	特定健康診査（国保健康診査）業 務委託料ほか

--	--	--	--

（款） 1 総務費 （項） 1 総務管理費
～ （款） 5 保健事業費 （項） 1 特定健康診査等事業費

（ 7 ）

給 与 費

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	40(16)	33,473	123,388	115,652
補 正 前	39(16)	33,473	127,977	101,982
比 較	1(0)	0	△ 4,589	13,670
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	1,686	15,417	2,764
	補 正 前	1,864	16,032	2,764
	比 較	△ 178	△ 615	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 後	35,396	22,563	1,122
	補 正 前	35,689	22,593	1,274
	比 較	△ 293	△ 30	△ 152

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

明 細 書

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
272,513	53,342	325,855	
263,432	54,242	317,674	
9,081	△ 900	8,181	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
3,332	360	13,600	3,696
3,332	360	13,600	3,696
0	0	0	0
退職手当			
15,716			
778			
14,938			

会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	30(0)		109,009	102,787
補 正 前	29(0)		113,598	89,117
比 較	1(0)		△ 4,589	13,670
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	1,686	13,690	2,764
	補 正 前	1,864	14,305	2,764
	比 較	△ 178	△ 615	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 後	25,516	22,563	1,122
	補 正 前	25,809	22,593	1,274
	比 較	△ 293	△ 30	△ 152

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
211,796	42,711	254,507	
202,715	43,611	246,326	
9,081	△ 900	8,181	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
2,852	360	13,600	3,696
2,852	360	13,600	3,696
0	0	0	0
退職手当			
14,938			
0			
14,938			

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 △ 4,589	その他の増減分	千円 △ 4,589
職員手当等	13,670	その他の増減分	13,670

説 明	備 考
千円	
扶養手当 △ 178 地域手当 △ 615 期末手当 △ 293 勤勉手当 △ 30 児童手当 △ 152 退職手当 14,938	

会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
			千円
給 料	千円 △ 4,589	その他の増減分	△ 4,589
職員手当等	13,670	その他の増減分	13,670

説 明	備 考
千円	
扶養手当 △ 178 地域手当 △ 615 期末手当 △ 293 勤勉手当 △ 30 児童手当 △ 152 退職手当 14,938	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職	医 療 職 (3)
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	317,030	298,300
	平均年齢	42歳 10月	41歳 6月
令和4年11月1日現在	平均給料月額 (円)	316,100	291,700
	平均年齢	43歳 4月	41歳 4月

イ 初任給

区 分		行 政 職 (円)	医 療 職 (3) (円)
吹 田 市	高 校 卒	158,900	
	大 学 卒	185,200	191,700
国	高 校 卒	154,600	
	大 学 卒	185,200	216,000

ウ 等級別職員数

区分	行 政 職			医 療 職 (3)		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日 現 在	1 等級			1 等級		
	2 等級			2 等級		
	3 等級	3	11.1	3 等級		
	4 等級	2	7.4	4 等級		
	5 等級	8	29.6	5 等級	1	33.3
	6 等級	8	29.6	6 等級	1	33.3
	7 等級	6	22.3	7 等級	1	33.4
	計	27	100.0	計	3	100.0
令和4年11月1日 現 在	1 等級			1 等級		
	2 等級			2 等級		
	3 等級	3	11.5	3 等級		
	4 等級	2	7.7	4 等級		
	5 等級	8	30.8	5 等級	1	33.3
	6 等級	8	30.8	6 等級	1	33.3
	7 等級	5	19.2	7 等級	1	33.4
	計	26	100.0	計	3	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
医療職 (3)	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

エ 昇給

区分		合 計	行政職	医療職 (3)
令和5年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	29	26	3
	昇給に係る職員数 (B) (人)	26	23	3
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)		
		2号給(人)		
		3号給(人)		
		4号給(人)	26	3
	比 率 (B) / (A) (%)	89.7	88.5	100.0
令和4年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	27	24	3
	昇給に係る職員数 (B) (人)	25	22	3
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	1	
		2号給(人)	2	
		3号給(人)	3	1
		4号給(人)	19	2
	比 率 (B) / (A) (%)	92.6	91.7	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有 (無)	
補 正 前	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有	

備考 () 内は、再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	30
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	12

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	行 政 職	医療職（３）
給料総額に対する比率（％）	0.3	0.6	0.0
支給対象職員の比率（％） （令和5年1月1日現在）	56.7	63.0	0.0
代表的な特殊勤務手当 の名称	・ 市税等徴収業務特殊勤務手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度 との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	・ 配偶者（課長級以下） 6,500 円 〃 （次長級） 3,500 円 ・ 子1人につき 10,000 円 ・ 子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （課長級以下） - 子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 （次長級） ・ 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子1人につき 5,000円を 加算
住居手当	異	・ 家賃負担者 - 月額27,000円以下の家賃の者 月額に応じ11,000円を限度に支給 - 月額27,000円を超える家賃の者 月額に応じ28,000円を限度に支給 ※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は 上記算出額に5,000円を加算
通勤手当	同	・ 交通機関等利用者 運賃額に応じ月額55,000円を限度に 6か月ごとに支給 ・ 交通用具利用者 使用距離に応じ月額31,600円を限度 に6か月ごとに支給

議案第 35 号

令和 4 年度吹田市部落有財産特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度吹田市の部落有財産特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,416 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 526,346 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		—	30,416	30,416
	1 財産売却収入	—	30,416	30,416
歳入合計		495,930	30,416	526,346

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産費		495,930	27,374	523,304
	1 財産管理費	495,930	27,374	523,304
2 諸支出金		—	3,042	3,042
	1 繰出金	—	3,042	3,042
歳出合計		495,930	30,416	526,346

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 財産収入

(項) 1 財産売払収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 不 動 産 売 払 収 入	—	30,416	30,416
計	—	30,416	30,416

歳 入 合 計	495,930	30,416	526,346
---------	---------	--------	---------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 大字佐井寺部落土地 売払収入	5,416	
2 大字下新田部落土地 売払収入	25,000	

--	--	--

(款) 3 財産収入 (項) 1 財産売払収入

(5)

歳出

(款) 1 財産費

(項) 1 財産管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
5 大字佐井寺部落有財産管理費	46,749	4,874	51,623			4,874
7 大字下新田部落有財産管理費	—	22,500	22,500			22,500
計	495,930	27,374	523,304			27,374

(款) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 他会計繰出金	—	3,042	3,042			3,042
計	—	3,042	3,042			3,042

歳 出 合 計	495,930	30,416	526,346			30,416
---------	---------	--------	---------	--	--	--------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	18 負担金、補助及び 交付金	4,874	
	18 負担金、補助及び 交付金	22,500	

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	27 繰 出 金	3,042	

--	--	--	--

(款) 1 財産費 (項) 1 財産管理費
～ (款) 2 諸支出金 (項) 1 繰出金

議案第 36 号

令和 4 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度吹田市の勤労者福祉共済特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 216 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40, 582 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 共済掛金収入		24,528	186	24,714
	1 共済掛金収入	24,528	186	24,714
2 繰入金		12,793	△4,732	8,061
	1 一般会計繰入金	9,023	△2,888	6,135
	2 基金繰入金	3,770	△1,844	1,926
3 諸収入		2,045	398	2,443
	2 雑入	2,044	398	2,442
4 繰越金		—	5,364	5,364
	1 繰越金	—	5,364	5,364
歳入合計		39,366	1,216	40,582

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 福祉共済費		39,366	1,216	40,582
	1 福祉共済費	39,366	1,216	40,582
歳出合計		39,366	1,216	40,582

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 共済掛金収入

(項) 1 共済掛金収入

目	補正前の額	補正額	計
1 共 済 掛 金 収 入	24,528	186	24,714
計	24,528	186	24,714

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一 般 会 計 繰 入 金	9,023	△ 2,888	6,135
計	9,023	△ 2,888	6,135

(項) 2 基金繰入金

1 勤労者福祉共済基金繰入金	3,770	△ 1,844	1,926
計	3,770	△ 1,844	1,926

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

1 雑 入	2,044	398	2,442
計	2,044	398	2,442

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	—	5,364	5,364
計	—	5,364	5,364

歳 入 合 計	39,366	1,216	40,582
---------	--------	-------	--------

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 勤労者福祉共済掛金 収入	186	

1 一 般 会 計 繰 入 金	△ 2,888	

1 勤労者福祉共済基金 繰入金	△ 1,844	

1 雑 入	398	

1 繰 越 金	5,364	

--	--	--

(款) 1 共済掛金収入 (項) 1 共済掛金収入
～ (款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金

歳出

(款) 1 福祉共済費

(項) 1 福祉共済費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 福祉共済総務費	12,273	△3,179	9,094			△3,179
2 福祉共済事業費	27,093	4,395	31,488			4,395
計	39,366	1,216	40,582			1,216

歳 出 合 計	39,366	1,216	40,582			1,216
---------	--------	-------	--------	--	--	-------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	1 報 酬	△50	運営委員会委員報酬
	2 給 料	△1,170	
	3 職 員 手 当 等	△1,218	
	4 共 済 費	△500	
	8 旅 費	△5	普通旅費
	11 役 務 費	△236	通信運搬費
	7 報 償 費	△280	各種賞品
	10 需 用 費	△10	印刷製本費
	11 役 務 費	△60	通信運搬費
	12 委 託 料	△159	スポーツレクリエーション大会運営業務委託料
	18 負担金、補助及び 交付金	△460	各種給付金及び補助金
	24 積 立 金	5,364	積立金

--	--	--	--

(款) 1 福祉共済費 (項) 1 福祉共済費

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)
補 正 後	長 等				(月)
	議 員				(月)
	その他の 特 別 職	12	152		
	計	12	152		(月)
補 正 前	長 等				(月)
	議 員				(月)
	その他の 特 別 職	12	202		
	計	12	202		(月)
比 較	長 等				
	議 員				
	その他の 特 別 職	0	△ 50		
	計	0	△ 50		

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
		152		152	
		152		152	
		202		202	
		202		202	
		△ 50		△ 50	
		△ 50		△ 50	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	1(0)		2,951	1,902
補 正 前	1(0)		4,121	3,120
比 較	0(0)		△ 1,170	△ 1,218
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	0	445	0
	補 正 前	150	514	71
	比 較	△ 150	△ 69	△ 71
	区 分	児童手当		
	補 正 後	20		
	補 正 前	92		
	比 較	△ 72		

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
4,853	1,282	6,135	
7,241	1,782	9,023	
△ 2,388	△ 500	△ 2,888	
通勤手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
93	14	702	628
93	403	977	820
0	△ 389	△ 275	△ 192

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 △ 1,170	その他の増減分	千円 △ 1,170
職員手当等	△ 1,218	その他の増減分	△ 1,218

説 明	備 考
千円	
扶養手当 △ 150 地域手当 △ 69 住居手当 △ 71 時間外勤務手当 △ 389 期末手当 △ 275 勤勉手当 △ 192 児童手当 △ 72	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	255,500
	平均年齢	33歳 2月
令和4年11月1日現在	平均給料月額 (円)	247,900
	平均年齢	33歳 0月

イ 初任給

区 分		行 政 職 (円)
吹 田 市	高 校 卒	158,900
	大 学 卒	185,200
国	高 校 卒	154,600
	大 学 卒	185,200

ウ 等級別職員数

区分	行 政 職		
	等級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和5年1月1日 現 在	1 等級		
	2 等級		
	3 等級		
	4 等級		
	5 等級		
	6 等級	1	100.0
	7 等級		
	計	1	100.0
令和4年11月1日 現 在	1 等級		
	2 等級		
	3 等級		
	4 等級		
	5 等級		
	6 等級	1	100.0
	7 等級		
	計	1	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

エ 昇給

区分		合 計	行政職
令和5年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	1	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1	1
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	
		2号給(人)	
		3号給(人)	
		4号給(人)	1
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0
令和4年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	1	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1	1
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	
		2号給(人)	
		3号給(人)	
		4号給(人)	1
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有 (無)	
補 正 前	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有	

備考 () 内は、再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	1
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	12

ク その他の手当

区 分	国の制度 との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	・ 配偶者（課長級以下） 6,500 円 〃 （次長級） 3,500 円 ・ 子1人につき 10,000 円 ・ 子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （課長級以下） - 子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 （次長級） ・ 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子1人につき 5,000円を 加算
住居手当	異	・ 家賃負担者 - 月額27,000円以下の家賃の者 月額に応じ11,000円を限度に支給 - 月額27,000円を超える家賃の者 月額に応じ28,000円を限度に支給 ※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は 上記算出額に5,000円を加算
通勤手当	同	・ 交通機関等利用者 運賃額に応じ月額55,000円を限度に 6 か月ごとに支給 ・ 交通用具利用者 使用距離に応じ月額31,600円を限度 に 6 か月ごとに支給

議案第 37 号

令和 4 年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度吹田市の介護保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 300,963 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,447,379 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		6,978,577	△375,092	6,603,485
	1 国庫負担金	5,189,614	△313,747	4,875,867
	2 国庫補助金	1,788,963	△61,345	1,727,618
4 支払基金交付金		7,936,925	△478,473	7,458,452
	1 支払基金交付金	7,936,925	△478,473	7,458,452
5 府支出金		4,231,060	△273,304	3,957,756
	1 府負担金	3,975,303	△236,852	3,738,451
	2 府補助金	255,757	△36,452	219,305
6 繰入金		5,531,530	△7,108	5,524,422
	1 一般会計繰入金	4,977,984	△228,296	4,749,688
	2 基金繰入金	553,546	221,188	774,734
8 財産収入		27	3	30
	1 財産運用収入	27	3	30
9 繰越金		—	833,011	833,011
	1 繰越金	—	833,011	833,011
歳入合計		30,748,342	△300,963	30,447,379

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		780,800	△82,665	698,135
	1 総 務 管 理 費	398,490	△25,750	372,740
	2 徴 収 費	96,884	△15,432	81,452
	3 介護認定審査会費	285,426	△41,483	243,943
2 介護保険給付費		28,199,747	△988,000	27,211,747
	1 介護サービス等諸費	25,991,679	△847,000	25,144,679
	2 介護予防サービス等諸費	795,125	△73,000	722,125
	3 そ の 他 諸 費	25,930	0	25,930
	4 高額介護サービス費	824,952	△53,000	771,952
	5 高額医療合算介護サービス等費	115,002	0	115,002
	6 特定入所者介護サービス等費	447,059	△15,000	432,059
3 基 金 積 立 金		27	825,790	825,817
	1 基 金 積 立 金	27	825,790	825,817
4 諸 支 出 金		19,658	90,845	110,503
	1 償還金及び還付加算金	19,658	90,845	110,503
5 地域支援事業費		1,748,110	△146,933	1,601,177
	1 包括的支援事業・任意事業費	551,811	△7,911	543,900
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,193,093	△139,022	1,054,071
	3 そ の 他 諸 費	3,206	0	3,206
歳 出 合 計		30,748,342	△300,963	30,447,379

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 介 護 給 付 費 負 担 金	5,189,614	△ 313,747	4,875,867
計	5,189,614	△ 313,747	4,875,867

(項) 2 国庫補助金

1 調 整 交 付 金	1,277,448	△ 67,172	1,210,276
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	511,515	△ 82,230	429,285
3 介 護 保 険 事 業 費 補 助 金	—	4,524	4,524
4 保 険 者 機 能 強 化 推 進 交 付 金	—	39,427	39,427
5 介 護 保 険 保 険 者 努 力 支 援 交 付 金	—	44,106	44,106
計	1,788,963	△ 61,345	1,727,618

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介 護 給 付 費 交 付 金	7,613,931	△ 421,842	7,192,089
2 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	322,994	△ 56,631	266,363
計	7,936,925	△ 478,473	7,458,452

(款) 5 府支出金

(項) 1 府負担金

1 介 護 給 付 費 負 担 金	3,975,303	△ 236,852	3,738,451
計	3,975,303	△ 236,852	3,738,451

(項) 2 府補助金

1 地 域 支 援 事 業 交 付 金	255,757	△ 36,452	219,305
計	255,757	△ 36,452	219,305

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 度 分	△ 313,747	

1 現 年 度 分	△ 67,172	
1 現 年 度 分	△ 82,230	
1 介護保険事業費補助金	4,524	
1 保険者機能強化推進交付金	39,427	
1 介護保険保険者努力支援交付金	44,106	

1 現 年 度 分	△ 421,842	
1 現 年 度 分	△ 56,631	

1 現 年 度 分	△ 236,852	

1 現 年 度 分	△ 36,452	

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金
～ (款) 5 府支出金 (項) 2 府補助金

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 介 護 給 付 費 繰 入 金	3,524,968	△ 123,500	3,401,468
2 一 般 会 計 繰 入 金	780,169	△ 87,189	692,980
3 地 域 支 援 事 業 繰 入 金	255,757	△ 18,901	236,856
4 低所得者保険料軽減繰入金	417,090	1,294	418,384
計	4,977,984	△ 228,296	4,749,688

(項) 2 基金繰入金

1 介護保険給付費準備基金繰入金	553,546	221,188	774,734
計	553,546	221,188	774,734

(款) 8 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利 子 及 び 配 当 金	27	3	30
計	27	3	30

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	—	833,011	833,011
計	—	833,011	833,011

歳 入 合 計	30,748,342	△ 300,963	30,447,379
---------	------------	-----------	------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 度 分	△ 123,500	
1 一 般 会 計 繰 入 金	△ 87,189	
1 現 年 度 分	△ 18,901	
1 現 年 度 分	1,294	

1 介護保険給付費準備 基金繰入金	221,188	

1 預 金 利 子	3	

1 繰 越 金	833,011	

--	--	--

(款) 6 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金
～ (款) 9 繰越金 (項) 1 繰越金

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 一般管理費	398,490	△25,750	372,740	4,524		△30,274
計	398,490	△25,750	372,740	4,524		△30,274

(項) 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 賦課徴収費	96,884	△15,432	81,452			△15,432
計	96,884	△15,432	81,452			△15,432

(項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 介護認定審査会費	166,028	△22,158	143,870			△22,158
2 認定調査等費	119,398	△19,325	100,073			△19,325

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	2 給 料	△10,105	
	3 職 員 手 当 等	△12,045	
	4 共 済 費	△3,600	

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	2 給 料	△5,823	
	3 職 員 手 当 等	△7,309	
	4 共 済 費	△2,300	

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	1 報 酬	△9,458	介護認定審査会委員報酬
	11 役 務 費	△12,700	手数料
	1 報 酬	△4,066	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△2,814	
	3 職 員 手 当 等	△1,858	
	4 共 済 費	△2,842	

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費
～ (款) 1 総務費 (項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
計	285,426	△41,483	243,943			△41,483

(款) 2 介護保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 居宅介護サービス等給付費	13,851,404	△379,000	13,472,404	△267,907		△111,093
2 施設介護サービス等給付費	6,837,862	△154,000	6,683,862	△114,161		△39,839
3 居宅介護福祉用具購入費	47,888	△10,000	37,888	△4,067		△5,933
4 居宅介護住宅改修費	73,680	△19,000	54,680	△7,560		△11,440
5 居宅介護サービス計画等給付費	1,603,728	—	1,603,728	△15,383		15,383
6 地域密着型介護サービス等給付費	3,577,117	△285,000	3,292,117	△137,111		△147,889
計	25,991,679	△847,000	25,144,679	△546,189		△300,811

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	8 旅 費	△1,018	費用弁償
	12 委 託 料	△6,727	介護認定調査業務委託料

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	18 負担金、補助及び 交付金	△379,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△154,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△10,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△19,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△285,000	

(款) 1 総務費 (項) 3 介護認定審査会費
～ (款) 2 介護保険給付費 (項) 1 介護サービス等諸費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 介護予防サービス等給付費	600,087	△62,000	538,087	△28,035		△33,965
2 介護予防福祉用具購入費	12,508	—	12,508	△121		121
3 介護予防住宅改修費	43,273	△7,000	36,273	△2,940		△4,060
4 介護予防サービス計画等給付費	131,396	—	131,396	△1,260		1,260
5 地域密着型介護予防サービス等給付費	7,861	△4,000	3,861	△1,518		△2,482
計	795,125	△73,000	722,125	△33,874		△39,126

(項) 3 その他諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 審査支払手数料	25,930	—	25,930	△247		247
計	25,930	—	25,930	△247		247

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	18 負担金、補助及び 交付金	△62,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△7,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△4,000	

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

(款) 2 介護保険給付費 (項) 2 介護予防サービス等諸費
～ (款) 2 介護保険給付費 (項) 3 その他諸費

(項) 4 高額介護サービス費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 高額介護サービス費	824,952	△53,000	771,952	△27,029		△25,971
計	824,952	△53,000	771,952	△27,029		△25,971

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 高額医療合算介護サービス等費	115,002	—	115,002	△1,103		1,103
計	115,002	—	115,002	△1,103		1,103

(項) 6 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 特定入所者介護サービス等費	447,059	△15,000	432,059	△9,329		△5,671
計	447,059	△15,000	432,059	△9,329		△5,671

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	18 負担金、補助及び 交付金	△53,000	

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	18 負担金、補助及び 交付金	△15,000	

(款) 2 介護保険給付費 (項) 4 高額介護サービス費
～ (款) 2 介護保険給付費 (項) 6 特定入所者介護サービス等費

(款) 3 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 介護保険給付 費準備基金積 立金	27	825,790	825,817			825,790
計	27	825,790	825,817			825,790

(款) 4 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
3 償 還 金	—	90,845	90,845			90,845
計	19,658	90,845	110,503			90,845

(款) 5 地域支援事業費

(項) 1 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 包括的支援事 業・任意事業 費	551,811	△7,911	543,900	4,170		△12,081
計	551,811	△7,911	543,900	4,170		△12,081

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	24 積 立 金	825,790	積立金

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	22 償還金、利子及び 割引料	90,845	過年度国庫支出金等返還金

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	2 給 料	△9,942	
	3 職 員 手 当 等	7,507	
	4 共 済 費	△2,400	
	7 報 償 費	△3,040	介護相談員謝礼金
	12 委 託 料	△36	業務用空調機器保守点検業務委託料

(款) 3 基金積立金 (項) 1 基金積立金
 ～ (款) 5 地域支援事業費 (項) 1 包括的支援事業・任意事業費

(項) 2 介護予防・日常生活支援総合事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 介護予防・生活支援サービス事業費	948,999	△100,500	848,499	△28,690		△71,810
2 介護予防ケアマネジメント事業費	125,616	△20,000	105,616	△6,381		△13,619
3 高額介護予防サービス費相当費	2,535	△300	2,235	△188		△112
4 一般介護予防事業費	112,284	△17,722	94,562	△3,657		△14,065
5 高額医療合算介護予防サービス費相当費	3,659	△500	3,159	△295		△205
計	1,193,093	△139,022	1,054,071	△39,211		△99,811

(項) 3 その他諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 審査支払手数料	3,206	—	3,206	△108		108
計	3,206	—	3,206	△108		108

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	1 報 酬	△400	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	△100	
	18 負担金、補助及び 交付金	△100,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△20,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△300	
	2 給 料	△7,432	
	3 職 員 手 当 等	△5,425	
	4 共 済 費	△2,900	
	13 使用料及び賃借料	△775	電算機器借上料
	18 負担金、補助及び 交付金	△1,190	
	18 負担金、補助及び 交付金	△500	

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	

(款) 5 地域支援事業費 (項) 2 介護予防・日常生活支援総合事業費
 ～ (款) 5 地域支援事業費 (項) 3 その他諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
歳 出 合 計	30,748,342	△300,963	30,447,379	△648,396		347,433

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)
補 正 後	長 等				(月)
	議 員				(月)
	その他の 特 別 職	310	47,996		
	計	310	47,996		(月)
補 正 前	長 等				(月)
	議 員				(月)
	その他の 特 別 職	310	57,454		
	計	310	57,454		(月)
比 較	長 等				
	議 員				
	その他の 特 別 職	0	△ 9,458		
	計	0	△ 9,458		

明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地域手当	その他の手当	計			
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
		47,996		47,996	
		47,996		47,996	
		57,454		57,454	
		57,454		57,454	
		△ 9,458		△ 9,458	
		△ 9,458		△ 9,458	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	37(37)	56,603	125,047	144,461
補 正 前	41(38)	61,069	161,163	163,691
比 較	△4(△1)	△ 4,466	△ 36,116	△ 19,230
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	3,520	15,925	1,160
	補 正 前	4,806	20,643	2,240
	比 較	△ 1,286	△ 4,718	△ 1,080
	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 後	39,840	24,538	840
	補 正 前	49,503	31,005	2,274
	比 較	△ 9,663	△ 6,467	△ 1,434

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
326,111	58,325	384,436	
385,923	72,367	458,290	
△ 59,812	△ 14,042	△ 73,854	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
3,363	7	11,371	3,592
3,628	45	28,247	5,952
△ 265	△ 38	△ 16,876	△ 2,360
退職手当			
40,305			
15,348			
24,957			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	36(0)		123,136	132,223
補 正 前	38(0)		156,438	149,495
比 較	△2(0)		△ 33,302	△ 17,272
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	3,520	15,686	1,160
	補 正 前	4,806	20,076	2,240
	比 較	△ 1,286	△ 4,390	△ 1,080
	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 後	28,165	24,538	840
	補 正 前	36,294	31,005	2,274
	比 較	△ 8,129	△ 6,467	△ 1,434

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
255,359	48,462	303,821	
305,933	59,662	365,595	
△ 50,574	△ 11,200	△ 61,774	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
3,179	7	11,371	3,592
3,348	45	28,247	5,952
△ 169	△ 38	△ 16,876	△ 2,360
退職手当			
40,165			
15,208			
24,957			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	1(37)	56,603	1,911	12,238
補 正 前	3(38)	61,069	4,725	14,196
比 較	△2(△1)	△ 4,466	△ 2,814	△ 1,958
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	期末手当
	補 正 後	239	184	11,675
	補 正 前	567	280	13,209
	比 較	△ 328	△ 96	△ 1,534

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
70,752	9,863	80,615	
79,990	12,705	92,695	
△ 9,238	△ 2,842	△ 12,080	
退職手当			
140			
140			
0			

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 36,116	その他の増減分	△ 36,116
職員手当等	△ 19,230	その他の増減分	△ 19,230

説	明	備	考
千円			
扶養手当	△ 1,286		
地域手当	△ 4,718		
住居手当	△ 1,080		
通勤手当	△ 265		
特殊勤務手当	△ 38		
時間外勤務手当	△ 16,876		
管理職手当	△ 2,360		
期末手当	△ 9,663		
勤勉手当	△ 6,467		
退職手当	24,957		
児童手当	△ 1,434		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 33,302	その他の増減分	△ 33,302
職員手当等	△ 17,272	その他の増減分	△ 17,272

説 明	備 考
千円	
扶養手当 △ 1,286 地域手当 △ 4,390 住居手当 △ 1,080 通勤手当 △ 169 特勤手当 △ 38 時間外勤務手当 △ 16,876 管理職手当 △ 2,360 期末手当 △ 8,129 勤勉手当 △ 6,467 退職手当 24,957 児童手当 △ 1,434	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 2,814	その他の増減分	△ 2,814
職員手当等	△ 1,958	その他の増減分	△ 1,958

説 明	備 考
千円	
地域手当 △ 328 通勤手当 △ 96 期末手当 △ 1,534	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職	医療職（2）	医療職（3）
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	292,534	264,200	333,740
	平均年齢	41歳 8月	34歳 7月	44歳 6月
令和4年11月1日現在	平均給料月額 (円)	289,510	256,150	331,460
	平均年齢	42歳 0月	34歳 5月	44歳 4月

イ 初任給

区 分		行 政 職	医療職（2）	医療職（3）
吹 田 市	高 校 卒	158,900		
	大 学 卒	185,200	185,200	191,700
国	高 校 卒	154,600		
	大 学 卒	185,200	191,500	216,000

ウ 等級別職員数

区分	行政職			医療職 (2)			医療職 (3)		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日現在	1等級			1等級			1等級		
	2等級			2等級			2等級		
	3等級	2	6.9	3等級			3等級	1	20.0
	4等級	3	10.3	4等級			4等級		
	5等級	6	20.7	5等級			5等級	2	40.0
	6等級	5	17.2	6等級	1	50.0	6等級	2	40.0
	7等級	13	44.9	7等級	1	50.0	7等級		
	計	29	100.0	計	2	100.0	計	5	100.0
令和4年1月1日現在	1等級			1等級			1等級		
	2等級			2等級			2等級		
	3等級	2	6.7	3等級			3等級	1	20.0
	4等級	3	10.0	4等級			4等級		
	5等級	7	23.3	5等級			5等級	2	40.0
	6等級	5	16.7	6等級	1	50.0	6等級	2	40.0
	7等級	13	43.3	7等級	1	50.0	7等級		
	計	30	100.0	計	2	100.0	計	5	100.0

備考 () 内は、短時間勤務職員を外書きしたもの。

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
医療職 (2)	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
医療職 (3)	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

エ 昇給

	区分		合計	行政職	医療職 (2)	医療職 (3)
	職員数	(A) (人)				
令和5年1月1日現在	昇給に係る職員数	(B) (人)	34	27	2	5
	号給数別内訳	1号給(人)	28	24	2	2
		2号給(人)				
		3号給(人)				
		4号給(人)	1	1		
	比率 (B) / (A) (%)		27	23	2	2
			82.4	88.9	100.0	40.0
令和4年1月1日現在	職員数	(A) (人)	39	31	2	6
	昇給に係る職員数	(B) (人)	27	21	2	4
	号給数別内訳	1号給(人)				
		2号給(人)	1			1
		3号給(人)	3	2	1	
		4号給(人)	23	19	1	3
	比率 (B) / (A) (%)		69.2	67.7	100.0	66.7

備考 再任用職員は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有 (無)	
補 正 前	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有	

備考 () 内は、再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	36
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	12

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的な職種	
		行 政 職	医療職（３）
給料総額に対する比率（％）	0.1	0.1	0.0
支給対象職員の比率（％） （令和5年1月1日現在）	2.8	3.4	0.0
代表的な特殊勤務手当 の名称	・ 社会福祉事務特殊勤務手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度 との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	・ 配偶者（課長級以下） 6,500 円 〃 （次長級） 3,500 円 ・ 子1人につき 10,000 円 ・ 子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （課長級以下） - 子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 （次長級） ・ 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子1人につき 5,000円を 加算
住居手当	異	・ 家賃負担者 - 月額27,000円以下の家賃の者 月額に応じ11,000円を限度に支給 - 月額27,000円を超える家賃の者 月額に応じ28,000円を限度に支給 ※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は 上記算出額に5,000円を加算
通勤手当	同	・ 交通機関等利用者 運賃額に応じ月額55,000円を限度に 6か月ごとに支給 ・ 交通用具利用者 使用距離に応じ月額31,600円を限度 に6か月ごとに支給

令和 4 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度吹田市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 33,696 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,454,100 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		5,267,178	101,224	5,368,402
	1 後期高齢者医療保険料	5,267,178	101,224	5,368,402
3 繰入金		1,194,557	△134,920	1,059,637
	1 一般会計繰入金	1,194,557	△134,920	1,059,637
歳入合計		6,487,796	△33,696	6,454,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		209,515	△33,696	175,819
	1 総務管理費	101,601	△8,323	93,278
	2 徴収費	107,914	△25,373	82,541
歳出合計		6,487,796	△33,696	6,454,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 特 別 徴 収 保 険 料	2,607,395	50,289	2,657,684
2 普 通 徴 収 保 険 料	2,659,783	50,935	2,710,718
計	5,267,178	101,224	5,368,402

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一 般 会 計 繰 入 金	193,954	△ 33,696	160,258
2 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	1,000,603	△ 101,224	899,379
計	1,194,557	△ 134,920	1,059,637

歳 入 合 計	6,487,796	△ 33,696	6,454,100
---------	-----------	----------	-----------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 度 分	50,289	
1 現 年 度 分	50,935	

1 一 般 会 計 繰 入 金	△ 33,696	
1 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	△ 101,224	

--	--	--

(款) 1 後期高齢者医療保険料 (項) 1 後期高齢者医療保険料
～ (款) 3 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 一般管理費	101,601	△8,323	93,278			△8,323
計	101,601	△8,323	93,278			△8,323

(項) 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 徴収費	107,914	△25,373	82,541			△25,373
計	107,914	△25,373	82,541			△25,373

歳出合計	6,487,796	△33,696	6,454,100			△33,696
------	-----------	---------	-----------	--	--	---------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	2 給 料	△3,215	
	3 職 員 手 当 等	△3,608	
	4 共 済 費	△1,500	

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	2 給 料	△12,550	
	3 職 員 手 当 等	△9,523	
	4 共 済 費	△3,300	

--	--	--	--

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費
～ (款) 1 総務費 (項) 2 徴収費

給 与 費

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	14(0)		34,520	28,330
補 正 前	14(0)		50,285	41,461
比 較	0(0)		△ 15,765	△ 13,131
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	798	4,504	672
	補 正 前	1,079	6,391	1,004
	比 較	△ 281	△ 1,887	△ 332
	区 分	勤勉手当	児童手当	退職手当
	補 正 後	6,421	727	389
	補 正 前	9,536	727	389
	比 較	△ 3,115	0	0

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

明 細 書

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
62,850	14,716	77,566	
91,746	19,516	111,262	
△ 28,896	△ 4,800	△ 33,696	
通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当
1,013	4,729	940	8,137
1,294	7,376	1,848	11,817
△ 281	△ 2,647	△ 908	△ 3,680

会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	12(0)		32,215	27,208
補 正 前	12(0)		47,980	40,339
比 較	0(0)		△ 15,765	△ 13,131
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	798	4,227	672
	補 正 前	1,079	6,114	1,004
	比 較	△ 281	△ 1,887	△ 332
	区 分	勤勉手当	児童手当	
	補 正 後	6,421	727	
	補 正 前	9,536	727	
	比 較	△ 3,115	0	

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
59,423	14,091	73,514	
88,319	18,891	107,210	
△ 28,896	△ 4,800	△ 33,696	
通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当
983	4,729	940	7,711
1,264	7,376	1,848	11,391
△ 281	△ 2,647	△ 908	△ 3,680

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 15,765	その他の増減分	△ 15,765
職員手当等	△ 13,131	その他の増減分	△ 13,131

説 明	備 考
千円	
扶養手当 △ 281 地域手当 △ 1,887 住居手当 △ 332 通勤手当 △ 281 時間外勤務手当 △ 2,647 管理職手当 △ 908 期末手当 △ 3,680 勤勉手当 △ 3,115	

会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 15,765	その他の増減分	△ 15,765
職員手当等	△ 13,131	その他の増減分	△ 13,131

説	明	備	考
	千円		
扶養手当	△ 281		
地域手当	△ 1,887		
住居手当	△ 332		
通勤手当	△ 281		
時間外勤務手当	△ 2,647		
管理職手当	△ 908		
期末手当	△ 3,680		
勤勉手当	△ 3,115		

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	286,825
	平均年齢	38歳7月
令和4年11月1日現在	平均給料月額 (円)	281,758
	平均年齢	38歳 5月

イ 初任給

区 分		行 政 職 (円)
吹 田 市	高 校 卒	158,900
	大 学 卒	185,200
国	高 校 卒	154,600
	大 学 卒	185,200

ウ 等級別職員数

区分	行 政 職		
	等級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和5年1月1日 現 在	1 等級		
	2 等級		
	3 等級		
	4 等級	2	16.7
	5 等級	2	16.7
	6 等級	5	41.6
	7 等級	3	25.0
	計	12	100.0
令和4年11月1日 現 在	1 等級		
	2 等級		
	3 等級		
	4 等級	2	16.7
	5 等級	2	16.7
	6 等級	5	41.6
	7 等級	3	25.0
	計	12	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

エ 昇給

区分		合 計	行政職
令和5年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	12	12
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8	8
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	
		2号給(人)	
		3号給(人)	2
		4号給(人)	6
	比 率 (B) / (A) (%)	66.7	66.7
令和4年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	12	12
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10	10
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	
		2号給(人)	
		3号給(人)	1
		4号給(人)	9
	比 率 (B) / (A) (%)	83.3	83.3

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有 (無)	
補 正 前	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.15月 (1.125月)	2.25月 (1.175月)	4.4月 (2.3月)	有	

備考 () 内は、再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	12
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	12

ク その他の手当

区 分	国の制度 との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	・ 配偶者（課長級以下） 6,500 円 〃 （次長級） 3,500 円 ・ 子1人につき 10,000 円 ・ 子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （課長級以下） - 子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 （次長級） ・ 満16歳の年度初めから満22歳の 5,000円を - 年度末までの子1人につき 加算
住居手当	異	・ 家賃負担者 - 月額27,000円以下の家賃の者 - 月額に应じ11,000円を限度に支給 - 月額27,000円を超える家賃の者 - 月額に应じ28,000円を限度に支給 ※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は - 上記算出額に5,000円を加算
通勤手当	同	・ 交通機関等利用者 - 運賃額に应じ月額55,000円を限度に 6 か月ごとに支給 ・ 交通用具利用者 - 使用距離に应じ月額31,600円を限度 - に 6 か月ごとに支給

令和 4 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度吹田市の公共用地先行取得特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 80,667 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,526,075 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地開発基金借入金		535,442	△80,667	454,775
	1 土地開発基金借入金	535,442	△80,667	454,775
歳 入 合 計		2,606,742	△80,667	2,526,075

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得費		2,606,742	△80,667	2,526,075
	1 用地取得費	2,606,742	△80,667	2,526,075
歳 出 合 計		2,606,742	△80,667	2,526,075

第 2 表 繰越明許費

款	項
1 用地取得費	1 用地取得費

事業名	金額
千里丘朝日が丘線用地取得事業	千円 564
佐井寺西土地区画整理用地取得事業	577,800

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 土地開発基金借入金

(項) 1 土地開発基金借入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土 地 開 発 基 金 借 入 金	535,442	△ 80,667	454,775
計	535,442	△ 80,667	454,775

歳 入 合 計	2,606,742	△ 80,667	2,526,075
---------	-----------	----------	-----------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地開発基金借入金	△ 80,667	

--	--	--

(款) 1 土地開発基金借入金 (項) 1 土地開発基金借入金

(7)

歳出

(款) 1 用地取得費

(項) 1 用地取得費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 千里丘朝日が丘線用地取得費	535,442	△80,667	454,775			△80,667
計	2,606,742	△80,667	2,526,075			△80,667

歳 出 合 計	2,606,742	△80,667	2,526,075			△80,667
---------	-----------	---------	-----------	--	--	---------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	16 公 有 財 産 購 入 費	△45,035	用地購入費
	21 補償、補填及び賠償金	△35,632	支障物件移転補償費ほか

--	--	--	--

(款) 1 用地取得費 (項) 1 用地取得費

議案第 4 0 号

令和 4 年度吹田市病院事業債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度吹田市の病院事業債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 4 7 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 5 1 3, 1 8 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収 入		1,517,654	△4,473	1,513,181
	1 貸付金元利収入	1,517,654	△4,473	1,513,181
歳 入 合 計		1,517,654	△4,473	1,513,181

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		1,517,654	△4,473	1,513,181
	1 公 債 費	1,517,654	△4,473	1,513,181
歳 出 合 計		1,517,654	△4,473	1,513,181

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 諸収入

(項) 1 貸付金元利収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 病 院 事 業 債 元 利 収 入	1,517,654	△ 4,473	1,513,181
計	1,517,654	△ 4,473	1,513,181

歳 入 合 計	1,517,654	△ 4,473	1,513,181
---------	-----------	---------	-----------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 病院事業債元利収入	△ 4,473	

--	--	--

(款) 1 諸収入 (項) 1 貸付金元利収入

(5)

歳出

(款) 1 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 元 金	1,395,291	△4,460	1,390,831			△4,460
2 利 子	122,363	△13	122,350			△13
計	1,517,654	△4,473	1,513,181			△4,473

歳 出 合 計	1,517,654	△4,473	1,513,181			△4,473
---------	-----------	--------	-----------	--	--	--------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	22 償還金、利子及び 割引料	△4,460	市債元金
	22 償還金、利子及び 割引料	△13	市債利子

--	--	--	--

(款) 1 公債費 (項) 1 公債費

議案第 41 号

令和 4 年度 吹田市水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総 則）

第 1 条 令和 4 年度吹田市水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度吹田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ） （ 既決予定額 ） （ 補正予定額 ） （ 計 ）

収 入

第 1 款	水道事業収益	8,423,741 千円	△ 90,477 千円	8,333,264 千円
第 1 項	営 業 収 益	7,741,628 千円	△ 48,773 千円	7,692,855 千円
第 2 項	営業外収益	682,113 千円	△ 41,704 千円	640,409 千円

（ 科 目 ） （ 既決予定額 ） （ 補正予定額 ） （ 計 ）

支 出

第 1 款	水道事業費用	7,137,071 千円	△ 37,033 千円	7,100,038 千円
第 1 項	営 業 費 用	6,852,496 千円	△ 40,342 千円	6,812,154 千円
第 2 項	営業外費用	234,575 千円	3,309 千円	237,884 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 4,134,725 千円は損益勘定留保資金

1,498,856 千円、減債積立金 600,000 千円、建設改良積立金 682,959 千円、当年度
消費税及び地方消費税調整額 424,208 千円及び繰越利益剰余金処分量 928,702 千円

で補てんするものとする。」を「不足する額 3,738,608 千円は損益勘定留保資金

1,432,110 千円、減債積立金 600,000 千円、建設改良積立金 1,316,694 千円、当年度
消費税及び地方消費税調整額 389,804 千円で補てんするものとする。」に改め、

資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)			
収		入	
第 1 款 資 本 的 収 入	1,382,350 千円	1,117 千円	1,383,467 千円
第 3 項 補 助 金	0 千円	1,117 千円	1,117 千円
(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)			
支		出	
第 1 款 資 本 的 支 出	5,517,075 千円	△ 395,000 千円	5,122,075 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	4,873,708 千円	△ 395,000 千円	4,478,708 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない
経費を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
---------	-----------	-----------	-------

(1) 職員給与費	1,287,450 千円	△ 39,219 千円	1,248,231 千円
-------------	--------------	-------------	--------------

(利益剰余金の処分)

第 5 条 予算第 10 条本文中「繰越利益剰余金のうち 928,702 千円」を「繰越利
益剰余金のうち 0 千円」に改め、利益剰余金の処分額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
---------	-----------	-----------	-------

(1) 建設改良積立金	928,702 千円	△ 928,702 千円	0 千円
---------------	------------	--------------	------

第 6 条 予算第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(他会計からの補助金)

第 13 条 児童手当の補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受
ける金額は、8,296 千円と定める。

令和 5 年 2 月 20 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

予算に関する説明書

令和4年度 吹田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額
1 水道事業収益			8,423,741
	1 営業収益		7,741,628
		2 その他営業収益	355,333
	2 営業外収益		682,113
		4 消費税還付金	50,000
		5 他会計補助金	0

支 出

款	項	目	既決予定額
1 水道事業費用			7,137,071
	1 営業費用		6,852,496
		1 浄水送水費	3,322,708
		2 配水給水費	690,884
		4 業務費	475,006
		5 総係費	481,250

(4)

(単位 千円)

補正予定額	計	備 考
△ 90,477	8,333,264	
△ 48,773	7,692,855	
△ 48,773	306,560	受託事業収益 △ 48,773
△ 41,704	640,409	
△ 50,000	0	消費税還付金 △ 50,000
8,296	8,296	一般会計補助金 8,296

(単位 千円)

補正予定額	計	備 考
△ 37,033	7,100,038	
△ 40,342	6,812,154	
△ 26,986	3,295,722	給 料 △ 11,085 手当等 △ 7,250 賞与等引当金額 △ 1,620 繰入額 △ 7,031 法定福利費
△ 2,558	688,326	法定福利費 △ 591 負担金 △ 1,967
△ 5,768	469,238	手当等 △ 444 賞与等引当金額 △ 199 繰入額 △ 125 法定福利費 修繕費 △ 5,000
△ 8,376	472,874	法定福利費 △ 2,177 報酬 △ 4,205 退職給付引当金額 7,006 繰入額 備消費費 △ 1,000 委託料 △ 8,000

(5)

款	項	目	既決予定額
		7 資 産 減 耗 費	289,278
		8 そ の 他 営 業 費 用	58,641
	2 営 業 外 費 用		234,575
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	224,574
		3 消 費 税	1

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額
1 資 本 的 収 入			1,382,350
	3 補 助 金		0
		1 国 庫 補 助 金	0

支 出

款	項	目	既決予定額
1 資 本 的 支 出			5,517,075
	1 建 設 改 良 費		4,873,708
		1 事 務 費	201,621
		2 工 事 費	4,577,505
		3 固 定 資 産 取 得 費	94,582

(注) 本表は、前回の予算実施計画と異同あるもののみを記載しました。

(単位 千円)

補正予定額	計	備 考
50,000	339,278	固定資産除却費 50,000
△ 46,654	11,987	受託事業費 △ 46,654
3,309	237,884	
△ 51,690	172,884	企業債利息 △ 51,690
54,999	55,000	消費税 54,999

(単位 千円)

補正予定額	計	備 考
1,117	1,383,467	
1,117	1,117	
1,117	1,117	国庫補助金 1,117

(単位 千円)

補正予定額	計	備 考
△ 395,000	5,122,075	
△ 395,000	4,478,708	
△ 17,330	184,291	給料 △ 3,580 手当等 △ 4,186 賞与引当金額 △ 721 法定福利費 △ 3,011 補償費 △ 5,832
△ 360,670	4,216,835	委託料 △ 10,670 工事請負費 △ 350,000
△ 17,000	77,582	工具器具及び備品 △ 17,000

(7)

給 与 費

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補正後	1	(17) 132	38,515	520,679
補正前	1	(17) 136	42,720	535,344
比 較	0	△ 4	△ 4,205	△ 14,665

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補 正 後	19,005	25,788	69,323
	補 正 前	20,094	26,352	69,825
	比 較	△ 1,089	△ 564	△ 502
	区 分	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	105,309	4,135	1,490
	補 正 前	109,600	4,135	1,490
	比 較	△ 4,291	0	0

備考1 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

2 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額（令和

3 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

明 細 書

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当 (千円)	計 (千円)		
481,400	1,040,594	207,637	1,248,231
488,479	1,066,543	220,907	1,287,450
△ 7,079	△ 25,949	△ 13,270	△ 39,219

通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
11,391	14,756	35,635	127,266
13,020	14,483	36,712	132,472
△ 1,629	273	△ 1,077	△ 5,206
退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)		
67,172	130		
60,166	130		
7,006	0		

4年12月～同5年3月 計93,658千円)を含む。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補正後	1	(1) 132	1,242	520,679
補正前	1	(1) 136	1,242	535,344
比 較	0	△4	0	△ 14,665

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補 正 後	19,005	25,788	69,323
	補 正 前	20,094	26,352	69,825
	比 較	△ 1,089	△ 564	△ 502
	区 分	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	105,309	4,135	1,490
	補 正 前	109,600	4,135	1,490
	比 較	△ 4,291	0	0

備考1 ()内は、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1

2 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額(令和

3 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当 (千円)	計 (千円)		
474,106	996,027	200,273	1,196,300
480,688	1,017,274	212,795	1,230,069
△ 6,582	△ 21,247	△ 12,522	△ 33,769

通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
11,391	14,756	35,635	119,972
13,020	14,483	36,712	124,681
△ 1,629	273	△ 1,077	△ 4,709
退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)		
67,172	130		
60,166	130		
7,006	0		

項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を外書きしたもの。
4年12月～同5年3月 計93,658千円)を含む。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補正後	0	(16) 0	37,273	0
補正前	0	(16) 0	41,478	0
比 較	0	0	△ 4,205	0

手 当 の 内 訳	区 分	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	0	0	0
	補 正 前	0	0	0
	比 較	0	0	0

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の
比し短い職員について外書きしたもの。

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当 (千円)	計 (千円)		
7,294	44,567	7,364	51,931
7,791	49,269	8,112	57,381
△ 497	△ 4,702	△ 748	△ 5,450

期末手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)
7,294	0	0	0
7,791	0	0	0
△ 497	0	0	0

勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明 (千円)	
給料	△ 14,665	その他の増減分	△ 14,665		
手当	△ 7,077	その他の増減分	△ 7,077	扶養手当	△ 1,089
				管理職手当	△ 564
				地域手当	△ 502
				通勤手当	△ 1,629
				住居手当	273
				時間外勤務手当	△ 1,077
				期末手当	△ 5,204
				勤勉手当	△ 4,291
				退職手当	7,006

備考 特別職を除く（以下の表において同じ）。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明 (千円)	
給料	△ 14,665	その他の増減分	△ 14,665		
手当	△ 6,580	その他の増減分	△ 6,580	扶養手当	△ 1,089
				管理職手当	△ 564
				地域手当	△ 502
				通勤手当	△ 1,629
				住居手当	273
				時間外勤務手当	△ 1,077
				期末手当	△ 4,707
				勤勉手当	△ 4,291
				退職手当	7,006

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明 (千円)	
手当	△ 497	その他の増減分	△ 497	期末手当	△ 497

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		事務職・技術職
令和5年1月1日現在	平均給料月額	323,528円
	平 均 年 齢	42歳6月
令和4年11月1日現在	平均給料月額	318,149円
	平 均 年 齢	42歳4月

備考 短時間勤務職員を除く。

(2) 初任給

区分	事務職・技術職 (円)	一般会計の制度 行政職 (円)
高校卒	158,900	158,900
大学卒	185,200	185,200

(3) 等級別職員数

区 分	事務職 ・ 技術職		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日現在	1等級	1	0.7
	2等級	4	3.0
	3等級	14	10.5
	4等級	23	17.2
	5等級	35	26.1
	6等級	24	17.9
	7等級	(1) 33	(100.0) 24.6
	計	(1) 134	(100.0) 100.0
令和4年11月1日現在	1等級	1	0.7
	2等級	4	3.0
	3等級	14	10.5
	4等級	23	17.2
	5等級	35	26.1
	6等級	24	17.9
	7等級	(1) 33	(100.0) 24.6
	計	(1) 134	(100.0) 100.0

備考 () 内は、短時間勤務職員を外書きしたもの。

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
事務職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職員
技術職							

(4) 特殊勤務手当

区 分	事務職・技術職
給料総額に対する比率	0.2%
支給対象職員の比率 (令和5年1月1日現在)	37.8%
支給対象職員1人当たり平均支給月額	1,553円
代表的な特殊勤務手当の名称	現場作業手当 主任技術者等手当

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	2.15 (1.125)	2.25 (1.175)	4.4 (2.3)	有 (無)
補正前	2.15 (1.125)	2.25 (1.175)	4.4 (2.3)	有 (無)
一般会計の制度	2.15 (1.125)	2.25 (1.175)	4.4 (2.3)	有 (無)

備考 ()内は、再任用職員の支給状況。

(6) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
支給率	24.586875	33.27075	47.709	47.709
一般会計の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同
扶養手当	同
地域手当	同
住居手当	同
通勤手当	同

令和4年度 吹田市水道事業補正予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

借方科目	既決予定額	補正予定額	計
1 固定資産	48,408,654	△ 410,596	47,998,058
(1) 有形固定資産	48,083,924	△ 410,596	47,673,328
2 流動資産	5,192,514	181,750	5,374,264
(1) 現金・預金	4,366,135	213,169	4,579,304
(2) 未収金	787,684	△ 31,419	756,265
合 計	53,601,168	△ 228,846	53,372,322

貸方科目	既決予定額	補正予定額	計
3 固定負債	18,952,614	6,681	18,959,295
(2) 引当金	995,473	6,681	1,002,154
4 流動負債	2,426,603	△ 282,888	2,143,715
(2) 未払金	1,202,057	△ 278,824	923,233
(6) 引当金	97,722	△ 4,064	93,658
5 繰延収益	7,758,031	1,117	7,759,148
(1) 長期前受金	7,758,031	1,117	7,759,148
7 剰余金	4,857,023	46,244	4,903,267
(2) 利益剰余金	4,845,405	46,244	4,891,649
合 計	53,601,168	△ 228,846	53,372,322

(注)本表は、前回の予定貸借対照表と異同あるもののみを記載しました。

令和4年度 吹田市水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	1,978,033	170,965	2,148,998
当年度純利益	869,151	46,244	915,395
固定資産除却費	218,516	50,000	268,516
退職給付引当金の増減額	30,505	6,681	37,186
賞与等引当金の増減額	5,834	△ 4,165	1,669
支払利息	224,574	△ 51,690	172,884
業務活動による資産及び負債の増減額	△ 391,166	72,205	△ 318,961
小計	2,202,607	119,275	2,321,882
支払利息	△ 224,574	51,690	△ 172,884
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,234,357	42,204	△ 5,192,153
有形固定資産の取得による支出	△ 5,018,959	41,087	△ 4,977,872
国庫補助金の収入	0	1,117	1,117
資金増減額	△ 2,349,690	213,169	△ 2,136,521
資金期末残高	4,366,135	213,169	4,579,304

(注)本表は、前回の予定キャッシュ・フロー計算書と異同あるもののみを記載しました。

議案第 42 号

令和4年度吹田市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第 1 条 令和4年度吹田市下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和4年度吹田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	9,540,750 千円	12,690 千円	9,553,440 千円
第 1 項 営 業 収 益	7,720,996 千円	△ 114,759 千円	7,606,237 千円
第 2 項 営業外収益	1,637,388 千円	28,216 千円	1,665,604 千円
第 3 項 特 別 利 益	182,366 千円	99,233 千円	281,599 千円

（ 科 目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	8,608,340 千円	△ 67,776 千円	8,540,564 千円
第 1 項 営 業 費 用	8,035,459 千円	△ 208,183 千円	7,827,276 千円
第 2 項 営業外費用	572,881 千円	△ 803 千円	572,078 千円
第 3 項 特 別 損 失	0 千円	141,210 千円	141,210 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額3,267,059 千円」を「不足する額 3,339,694 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額160,378 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額203,977 千円」に、「建設改良積立金85,096 千円」を「建設改良積立金139,007 千円」に、「損益勘定留保資金 2,158,802 千円」を「損益勘定留保資金 2,133,927 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	3,507,461 千円	△ 280,990 千円	3,226,471 千円
第 1 項 企業債	2,341,500 千円	△ 415,700 千円	1,925,800 千円
第 3 項 国庫補助金	831,310 千円	151,001 千円	982,311 千円
第 4 項 負担金等	287,736 千円	△ 16,291 千円	271,445 千円
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	6,774,520 千円	△ 208,355 千円	6,566,165 千円
第 1 項 建設改良費	3,547,164 千円	△ 208,300 千円	3,338,864 千円
第 3 項 固定資産購入費	6,967 千円	△ 55 千円	6,912 千円

(債務負担行為)

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり改める。

廃止

事 項	期 間	限 度 額
雨水レベルアップ整備工事中の島・片山第 2 工区に伴う軌道警戒業務	令和 5 年度	37,235 千円

(企 業 債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた企業債のうち下水道建設事業の起債の限度額

「2,341,500 千円」を「1,925,800 千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない

経費を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	906,390 千円	△ 38,782 千円	867,608 千円

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

予算に関する説明書

令和4年度 吹田市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額
1 下水道事業 収益			9,540,750
	1 営業収益		7,720,996
		2 他会計負担金	2,858,033
	2 営業外収益		1,637,388
		2 他会計負担金	49,038
		3 長期前受金戻入	1,506,951
		4 国庫補助金	67,100
		5 雑収益	13,558
	3 特別利益		182,366
		2 長期前受金戻入	0
		6 他会計負担金	0

支 出

款	項	目	既決予定額
1 下水道事業 費用			8,608,340
	1 営業費用		8,035,459
		1 管渠費	580,728
		2 ポンプ場費	150,250

(単位：千円)

補正予定額	計	備	考
12,690	9,553,440		
△ 114,759	7,606,237		
△ 114,759	2,743,274	雨 水 処 理 負 担 金	△ 114,759
28,216	1,665,604		
△ 1,767	47,271	一 般 会 計 負 担 金	△ 1,767
△ 12,321	1,494,630	長 期 前 受 金 戻 入	△ 12,321
1,000	68,100	国 庫 補 助 金	1,000
41,304	54,862	そ の 他 雑 収 益	41,304
99,233	281,599		
50,547	50,547	長 期 前 受 金 戻 入	50,547
48,686	48,686	雨 水 処 理 負 担 金	48,686

(単位：千円)

補正予定額	計	備	考
△ 67,776	8,540,564		
△ 208,183	7,827,276		
△ 28,529	552,199	給 料	△ 6,600
		手 当 等	△ 6,170
		法 定 福 利 費	△ 1,040
		委 託 料	△ 4,719
		工 事 請 負 費	△ 10,000
△ 8,067	142,183	修 繕 費	△ 5,700
		委 託 料	△ 2,367

款	項	目	既決予定額
		3 処 理 場 費	1,681,117
		5 普 及 指 導 費	35,668
		7 総 係 費	431,607
		9 減 価 償 却 費	3,821,799
		10 資 産 減 耗 費	65,938
	2 営業外費用		572,881
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	466,715
		3 雑 支 出	14,166
	3 特別損失		0
		2 減 損 損 失	0

(単位：千円)

補正予定額	計	備 考
△ 106,270	1,574,847	給 料 △ 9,500 手 当 等 △ 9,180 法 定 福 利 費 △ 3,200 修 繕 費 △ 17,330 委 託 料 △ 67,030 負 担 金 △ 30
△ 2,240	33,428	手 当 等 △ 390 委 託 料 △ 1,550 助 成 金 △ 300
△ 9,317	422,290	給 料 △ 2,550 手 当 等 △ 3,920 法 定 福 利 費 △ 1,500 退 職 給 付 引 当 金 額 5,268 繰 入 額 委 託 料 △ 6,568 広 告 宣 伝 費 △ 200 貸 倒 引 当 金 額 153 繰 入 額
△ 43,260	3,778,539	有 形 固 定 資 産 費 △ 43,168 減 価 償 却 費 無 形 固 定 資 産 費 △ 92 減 価 償 却 費
△ 10,500	55,438	有 形 固 定 資 産 費 △ 10,500 除 却 費
△ 803	572,078	
△ 7,665	459,050	企 業 債 利 息 △ 7,665
6,862	21,028	そ の 他 雑 支 出 6,862
141,210	141,210	
141,210	141,210	有 形 固 定 資 産 費 141,210 減 損 損 失

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額
1 資本的収入			3,507,461
	1 企 業 債		2,341,500
		1 企 業 債	2,341,500
	3 国 庫 補 助 金		831,310
		1 国 庫 補 助 金	831,310
	4 負 担 金 等		287,736
		2 工 事 負 担 金	286,737

支 出

款	項	目	既決予定額
1 資本的支出			6,774,520
	1 建設改良費		3,547,164
		1 管 渠 建 設 改 良 費	3,053,431
		2 ポンプ場建設改良費	104,234
		3 処 理 場 建 設 改 良 費	298,193
		4 流 域 下 水 道 建 設 費 負 担 金	91,306
	3 固定資産購入費		6,967
		1 有形固定資産購入費	6,967

(注) 本表は、前回の予算実施計画と異同あるもののみを記載しました。

(単位：千円)

補正予定額	計	備 考
△ 280,990	3,226,471	
△ 415,700	1,925,800	
△ 415,700	1,925,800	建 設 改 良 債 △ 415,700
151,001	982,311	
151,001	982,311	国 庫 補 助 金 151,001
△ 16,291	271,445	
△ 16,291	270,446	工 事 負 担 金 △ 16,291

(単位：千円)

補正予定額	計	備 考
△ 208,355	6,566,165	
△ 208,300	3,338,864	
△ 540,982	2,512,449	賃 借 料 △ 2,000 委 託 料 △ 7,203 工 事 請 負 費 △ 397,615 補 償 費 △ 134,164
93,555	197,789	委 託 料 △ 7,260 工 事 請 負 費 100,815
250,517	548,710	委 託 料 △ 4,000 工 事 請 負 費 254,517
△ 11,390	79,916	負 担 金 △ 11,390
△ 55	6,912	
△ 55	6,912	工 具、器 具 及 び 備 品 △ 55

給 与 費

1 総 括

区 分	職 員 数	給 与	
	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補 正 後	95 (11)	19,966	359,434
補 正 前	96 (11)	19,966	378,084
比 較	△1 (0)	0	△ 18,650

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補 正 後	11,113	16,068	48,075
	補 正 前	11,663	16,788	49,315
	比 較	△ 550	△ 720	△ 1,240
	区 分	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	補 正 後	72,293	0	0
	補 正 前	79,903	0	0
	比 較	△ 7,610	0	0

備考1 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

2 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額（令和

3 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

明 細 書

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当等 (千円)	計 (千円)		
351,388	730,788	136,820	867,608
365,780	763,830	142,560	906,390
△ 14,392	△ 33,042	△ 5,740	△ 38,782

通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
11,170	4,043	24,223	86,997
11,290	4,043	24,773	95,867
△ 120	0	△ 550	△ 8,870
特殊勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
370	6,798	69,884	354
370	6,798	64,616	354
0	0	5,268	0

4年12月～同5年3月 計 32,303千円) を含む。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与	
	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補 正 後	95 (1)	0	359,434
補 正 前	96 (1)	0	378,084
比 較	△1 (0)	0	△ 18,650

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補 正 後	11,113	16,068	48,075
	補 正 前	11,663	16,788	49,315
	比 較	△ 550	△ 720	△ 1,240
	区 分	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	補 正 後	72,293	0	0
	補 正 前	79,903	0	0
	比 較	△ 7,610	0	0

備考1 ()内は、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1

2 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額(令和

3 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当等 (千円)	計 (千円)		
347,504	706,938	133,030	839,968
361,896	739,980	138,770	878,750
△ 14,392	△ 33,042	△ 5,740	△ 38,782

通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
11,170	4,043	24,223	83,113
11,290	4,043	24,773	91,983
△ 120	0	△ 550	△ 8,870
特殊勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
370	6,798	69,884	354
370	6,798	64,616	354
0	0	5,268	0

項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を外書きしたもの。

4年12月～同5年3月 計 32,303千円)を含む。

2 給料及び手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明 (千円)	
給料	△ 18,650	その他の増減分	△ 18,650		
手当等	△ 14,392	その他の増減分	△ 14,392	扶養手当	△ 550
				管理職手当	△ 720
				地域手当	△ 1,240
				通勤手当	△ 120
				時間外勤務手当	△ 550
				期末手当	△ 8,870
				勤勉手当	△ 7,610
				退職手当	5,268

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明 (千円)	
給料	△ 18,650	その他の増減分	△ 18,650		
手当等	△ 14,392	その他の増減分	△ 14,392	扶養手当	△ 550
				管理職手当	△ 720
				地域手当	△ 1,240
				通勤手当	△ 120
				時間外勤務手当	△ 550
				期末手当	△ 8,870
				勤勉手当	△ 7,610
				退職手当	5,268

3 給料及び手当等の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		行政職	技能・労務職
令和5年1月1日現在	平均給料月額	320,957	215,200
	平均年齢	44歳 2月	61歳 8月
令和4年11月1日現在	平均給料月額	316,010円	215,200円
	平均年齢	44歳 5月	61歳 6月

備考 短時間勤務職員を除く。

(2) 初任給

区分	行政職 (円)	技能・労務職 (円)	一般会計の制度	
			行政職(円)	技能・労務職(円)
高校卒	158,900	158,900	158,900	158,900
大学卒	185,200		185,200	

(3) 等級別職員数

区 分	行 政 職			技能・労務職		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日現在	1等級	1	1.1	1等級		
	2等級	3	3.2	2等級		
	3等級	10	10.6	3等級	1	100.0
	4等級	12	12.8			
	5等級	29	30.8			
	6等級	17	18.1			
	7等級	22 (1)	23.4 (100.0)			
	計	94 (1)	100.0 (100.0)	計	1	100.0
令和4年11月1日現在	1等級	1	1.1	1等級		
	2等級	3	3.2	2等級		
	3等級	10	10.6	3等級	1	100.0
	4等級	12	12.8			
	5等級	29	30.8			
	6等級	17	18.1			
	7等級	22 (1)	23.4 (100.0)			
	計	94 (1)	100.0 (100.0)	計	1	100.0

備考 () 内は、短時間勤務職員を外書きしたもの。

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
技能・労務職	総括主任	主任	一般職				

(4) 特殊勤務手当

区 分	全職種	行政職	技能・労務職
給料総額に対する比率	0.1%	0.1%	0.0%
支給対象職員の比率 (令和5年1月1日現在)	6.3%	6.3%	0.0%
支給対象職員1人当たり平均支給月額	1,270円		
代表的な特殊勤務手当の名称	現場作業特殊勤務手当 主任技術者等特殊勤務手当		

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	2.15 (1.125)	2.25 (1.175)	4.4 (2.3)	有 (無)
補正前	2.15 (1.125)	2.25 (1.175)	4.4 (2.3)	有 (無)
一般会計の制度	2.15 (1.125)	2.25 (1.175)	4.4 (2.3)	有 (無)

備考 () 内は、再任用職員の支給状況。

(6) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
支給率	24.586875	33.27075	47.709	47.709
一般会計の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同
扶養手当	同
地域手当	同
住居手当	同
通勤手当	同

債務負担行為に関する調書

廃止

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左の財源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
雨水レベルアップ整備工事 中の島・片山第2工区に伴う 軌道警戒業務	千円 37,235	—	千円 —	令和5年度	千円 37,235	千円 19,200	千円 18,000	千円 35

(注) 本表は、前回の債務負担行為に関する調書と異同のあるもののみを記載しました。

令和4年度 吹田市下水道事業補正予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

借方科目	既決予定額	補正予定額	計
1 固定資産	93,304,119	△ 299,623	93,004,496
(1) 有形固定資産	88,975,671	△ 289,360	88,686,311
(2) 無形固定資産	3,771,992	△ 10,263	3,761,729
2 流動資産	5,591,108	△ 25,909	5,565,199
(1) 現金・預金	4,399,969	△ 20,469	4,379,500
(2) 未収金	1,191,139	△ 5,440	1,185,699
合 計	98,895,227	△ 325,532	98,569,695

貸方科目	既決予定額	補正予定額	計
3 固定負債	28,894,161	△ 410,433	28,483,728
(1) 企業債	28,112,019	△ 415,700	27,696,319
(2) 引当金	235,043	5,267	240,310
4 流動負債	4,692,563	△ 77,203	4,615,360
(2) 未払金	1,669,601	△ 77,203	1,592,398
5 繰延収益	34,809,133	96,484	34,905,617
(1) 長期前受金	34,809,133	96,484	34,905,617
7 剰余金	6,180,179	65,620	6,245,799
(2) 利益剰余金	3,127,510	65,620	3,193,130
合 計	98,895,227	△ 325,532	98,569,695

(注) 本表は、前回の予定貸借対照表と異同あるもののみを記載しました。

令和４年度 吹田市下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	2,947,300	102,526	3,049,826
当年度純利益	818,047	65,620	883,667
減価償却費	3,821,799	△ 43,260	3,778,539
減損損失	0	141,210	141,210
退職給付引当金の増減額	42,626	5,268	47,894
貸倒引当金の増減額	△ 132	496	364
長期前受金戻入額	△ 1,506,951	△ 38,226	△ 1,545,177
支払利息及び企業債取扱諸費	466,715	△ 7,665	459,050
未収金の増減額	109,111	△ 11,346	97,765
未払金の増減額	△ 172,145	△ 17,236	△ 189,381
小計	3,413,274	94,861	3,508,135
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 466,715	7,665	△ 459,050
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,289,405	292,705	△ 1,996,700
有形固定資産の取得による支出	△ 3,761,592	141,704	△ 3,619,888
国庫補助金による収入	1,048,450	151,001	1,199,451
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 533,889	△ 415,700	△ 949,589
建設改良費等の財源に 充てるための企業債による収入	2,686,500	△ 415,700	2,270,800
資金増減額	124,006	△ 20,469	103,537
資金期末残高	4,399,969	△ 20,469	4,379,500

(注) 本表は、前回の予定キャッシュ・フロー計算書と異同あるもののみを記載しました。

